

平成 2 2 年第 1 回御代田町議会定例会 議事日程（第 1 号）

平成 2 2 年 3 月 5 日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集のあいさつ
議案上程
- 日程第 5 議案第 3 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町一般会計補正予算第 7 号）
- 日程第 6 議案第 4 号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第 7 議案第 5 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第 8 議案第 6 号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて
- 日程第 9 議案第 7 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 8 号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 9 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 御代田町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計予算案について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度御代田町一般会計補正予算案（第 8 号）について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案

(第4号)について

- 日程第34 議案第32号 平成21年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案
(第4号)について
- 日程第35 議案第33号 平成21年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案(第
4号)について
- 日程第36 議案第34号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予
算案(第4号)について
- 日程第37 議案第35号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案
(第4号)について
- 日程第38 議案第36号 平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案
(第2号)について
- 日程第39 平成22年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告
について
- 日程第40 平成21年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回
補正予算の報告について
- 日程第41 陳情第4号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情
- 日程第42 陳情第5号 市町村国保の改善を求める陳情
- 日程第43 陳情第6号 ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン(7価)の早期定期予防
接種化等を求める陳情
- 日程第44 陳情第7号 高齢者への肺炎球菌予防接種の公費助成等に関する陳情
- 日程第45 陳情第8号 木造耐震改修工事の設計、監理業務に対する補助金の設定を
求める陳情

平成 2 2 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 5 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 2 年 3 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 2 年 3 月 1 5 日	午前 1 1 時 2 1 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 2 年 3 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 2 年 3 月 5 日	午後 4 時 2 8 分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 2	朝 倉 謙 一	欠 席
6	東 口 重 信	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席

会議録署名議員	11番 市村 千恵子
	13番 内堀 恵人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	荻原 謙一
係 長	茂木 康生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木 祐司	副 町 長	中山 悟
教 育 長	高山 佐喜男	会 計 管 理 者	南 沢 一人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	尾 台 茂 美	代 表 監 査 委 員	泉 喜 久 男
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回定例会会議録

平成 22 年 3 月 5 日（金）

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（柳澤 治君） あらためまして、おはようございます。

これより、平成 22 年第 1 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

朝倉謙一議員は、所用のため、欠席する旨の届出がありました。

理事者側では、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 22 年 3 月 5 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 34 件、報告 2 件が提出されてい
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情 5 件が提出され、受理し
ました。

4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 7 名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの

で、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（柳澤 治君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営副委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営副委員長。

（議会運営副委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営副委員長（市村千恵子君） おはようございます。

それでは報告いたします。

去る2月26日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成22年第1回御代田町議会定例会に提出予定の議案、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決1件、事件案4件、条例案7件、予算案22件、報告2件、計36件であります。

12月定例会以降提出された陳情は5件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より3月15日までの11日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

19ページをお開きください。

平成22年第1回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	3 月 5 日	金曜日	午前 10 時	開会
				会期の決定
				諸般の報告
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程

					議案に対する質疑
					議案の委員会付託
第 2 日目	3 月 6 日	土曜日			議案調査
第 3 日目	3 月 7 日	日曜日			議案調査
第 4 日目	3 月 8 日	月曜日	午前 1 0 時		一般質問
第 5 日目	3 月 9 日	火曜日	午前 1 0 時		一般質問
第 6 日目	3 月 1 0 日	水曜日	午前 1 0 時		常任委員会
第 7 日目	3 月 1 1 日	木曜日	午前 1 0 時		常任委員会
第 8 日目	3 月 1 2 日	金曜日	午前 1 0 時		全員協議会
					特別委員会
第 9 日目	3 月 1 3 日	土曜日			休会
第 1 0 日目	3 月 1 4 日	日曜日			休会
第 1 1 日目	3 月 1 5 日	月曜日	午前 1 0 時		委員長報告
					質疑・討論・採決
					閉会

続きまして、各常任委員会、全員協議会、特別委員会の会場、時間について、報告いたします。

次のページをお開きください。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 1 0 日	水曜日	午前 1 0 時	大会議室
3 月 1 1 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

3 月 1 0 日	水曜日	午前 1 0 時	議場
3 月 1 1 日	木曜日	午前 1 0 時	議場

全員協議会開催日程

3 月 1 2 日	金曜日	午前 1 0 時	大会議室
-----------	-----	----------	------

特別委員会開催日程

廃棄物対策特別委員会

3 月 1 2 日	金曜日	午後 1 時 3 0 分	大会議室
-----------	-----	--------------	------

以上で報告を終わります。

○議長（柳澤 治君） ただいま、議会運営副委員長から報告のありましたとおり、本日より3月15日までの11日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月15日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（柳澤 治君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

11番 市村千恵子議員

13番 内堀恵人議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、時節柄大変ご多用の中にもかかわらず、平成22年第1回議会定例会にご参集を賜り、議会が開会できますことに、厚く感謝を申し上げます。

さて、バンクーバーでの冬季オリンピックが終わりましたが、カーリングでは御代田町出身の山浦麻葉選手がロシア戦に出場し、大逆転で勝利を勝ち取るなどの活躍があり、私たちに大きな感動を与えてくれました。新聞やテレビでも、御代田町出身ということが繰り返し報道され、“カーリングのまち御代田”を全国に発信していただきました。引き続き12日から行われるパラリンピックには、チェアカーリングで御代田町在住の比田井隆選手が出場しますが、選手団を始め、関係者は、明日6日にバンクーバーに向かうとのことです。是非ともメダルをと期待も高まっておりますので、御代田の力、皆さまとともに、熱い声援を送りたいと思います。

政権交代によって、民主党政権が誕生し、国民のための政治が始まるのではと、国民の多くが期待しておりましたが、残念なことに、政治と金の問題で混乱が続いており、不況のもとで苦しんで生活している国民の暮らしをどうするのか、また、どういう日本をつくっていくのかというような、本格的な議論が行われていないように感じています。

政治資金等の問題に関しては、当事者による国民への説明とともに、民主党自身が事実関係を明らかにして、誤りは誤りとして正していく自浄能力を発揮され、真に国民のための政治の実現を願うものです。政権交代という巨大な政治の変化の中で、我々地方自治体としての対応も、従来どおりの認識では重大な事態が発生する危険性を持っています。町が3カ年計画で進めている、中学校の建て替え工事では、22年度の計画としては、共同調理場の建設が中心となります。もともとこの事業の計画につきましては、当初から国の「安全・安心な学校づくり交付金」を活用して、補助事業として実施することになっておりました。ところが、2月に入ってから、突如、いわゆる事業仕分けの影響もあって、22年度の国の当初予算が大幅に削減されたことから、町の計画が採択される可能性がなくなったので、共同調理場の建設を23年度に先送りするか、あるいは町の単独事業として実施するかを検討してほしいという内容の連絡が、まさに突如、県を通じてありました。

町としては、中学校の開校に合わせて、どんなことがあっても給食施設を完成させなければ、学校給食を提供できないという最悪の事態も想定されることから、わずかな可能性であっても何らかの方法がないかを県とも協議した結果、21年度の予算での前倒しでの採択という方法があるけれども、これも可能性はほとんどないが、申請だけはしてみたらどうですかというお話がありました。すぐに関係者で協議を行い、この問題はまさに政治的な対応以外に解決の道はないと判断して、すぐに私と教育次長で、県の教育委員会と民主党の要望窓口になっている寺島県議を県庁に訪ねて、協力をお願いいたしました。寺島県議の計らいで、その日のうちに民主党県連の幹事長にも会って、要望することができ、羽田事務所も訪ねてお願いしたところ、民主党本部の副幹事長と面談ができることになり、12日に国会内で面談し、併せて文部科学省の担当者も訪問して、要望するなど、あらゆる対策を行ってきました。2月末になって、県を通じて、補助事業として採択される内定を受けた旨の連絡があり、3月1日付で正式な交付決定をいただきました。それも、当初

に見込んでいた補助金6,300万円の約2倍の、1億3,000万円ほどの補助を受けられることになり、共同調理場が計画どおりにといたしますか、更により良い条件のもとで建設できる運びとなりました。議会の皆さまには、国の補助事業として内定を受けられるかどうかわからないという混沌とした状況の中で、もし万が一にも内定を受けることができれば、3月1日までというきわめて短時間に、町の補正予算を作成し、議会議決が必要だという条件もあって、専決処分をお願いしたい旨のご了解をいただいておりますので、2月24日付で専決処分をさせていただきました。

民主党の方針によりますと、近々第2弾の事業仕分けを行うということで、前回以上に本格的な作業になるとのことです。民主党の基本方針は、官僚主導から政治主導ということですから、私たちの方針としても、それに対応して、すべての分野にわたって政治的な対応が重要になります。そういう意味では、私がお先頭に立って政治的対応を進めるとともに、議員の皆さまのご協力をいただきまして、町民益にこたえる町政の実現に向けて、全力を挙げていきたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、平成22年度予算案を中心に、36件提案をさせていただきます。専決処分1件、事件案4件、条例改正案7件、当初予算案13件、補正予算案9件、報告2件です。

専決処分事項の平成21年度一般会計補正予算（第7号）につきましては、中学校共同調理場の建設経費で、2月5日の議会全員協議会で説明し、ただいまご説明させていただきました経過のとおり、正式交付をいただいたことにより、歳入歳出それぞれ6億866万円を追加し、合計76億7,141万円としたものです。なお、急きょ決定となったことにより、共同調理場の経費は22年度当初予算案にも計上してありますので、6月補正で減額をさせていただくことになります。

事件案の3件は、東筑摩郡波田町が本年3月30日をもって松本市と合併するため、一部事務組合から脱退するもので、もう1件は、町道の認定と廃止です。

条例改正の主なものとしては、福祉医療費給付金条例の一部改正では、子ども医療費への助成を現行の小学校卒業から中学卒業までに拡充する内容の改正です。併せて、小学校卒業までの所得制限につきましては、廃止することとしました。

体育施設設置管理に関する条例の一部改正では、一部使用料の適正化に伴う値上げ、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正では、家庭用の不燃ごみ

について、50 kg以上が有料であったものを無料にする内容の改正。

町営水道条例、公共下水道条例の一部改正では、公衆浴場の超過使用料を引き下げる改正です。

平成22年度当初予算は、大型事業である御代田中学校建設事業及びまちづくり交付金事業が2年目を迎え、一般会計及び特別会計の総予算額は、109億円を超える規模となり、平成21年度に引き続き、非常に大きな予算となっております。長期振興計画あるいは自律協働のまちづくり推進計画を基本に、健全財政を堅持しながら、事業効果などを十分検討して予算編成を行いました。

一般会計の予算額は、歳入歳出それぞれ72億6,032万円で、前年度に比べまして6億85万円、9%の増となっています。

歳入では、世界的な景気後退が続く中、企業利益の大幅な減少や、雇用情勢の悪化、雇用者所得の減少により、町税は5,720万円の減となっています。また、地方交付税は、21年度の法人税などの税収の落ち込みにより、3,000万円の増、国庫支出金につきましては、まちづくり交付金事業や中学校建て替え事業の増により、4億2,143万円の増、繰入金では中学校建て替え事業の財源として、4億6,410万円の基金を繰り入れるものです。町債では、地方交付税を補う臨時財政対策債のほか、中学校建設事業債、まちづくり交付金事業債などの交付税措置のある有利な起債の調達により、財政負担を将来に平準化し、一般財源の一時的な持ち出しを少なくするために、4億8,390万円の増となっています。

歳出の総務費では、役場庁舎の耐震診断業務で855万円、高齢者のタクシー利用助成事業546万円では、運行区域を町外まで拡大して実施するよう改善、小諸市、軽井沢町との3市町共同事業でのしなの鉄道小諸－軽井沢間の列車増便事業負担金850万円は、しなの鉄道と新幹線の接続の利便性を改善するために、8月より14便を増やして実施するものです。

民生費では、児童手当に代わり新たに支給されることになりましたこども手当により、1億6,829万円の増となりました。要介護高齢者の介護者に支給しています介護慰労金を、現行の6万円から9万円に支給額を増やすなど、高齢者福祉、子育て支援経費を増額しました。

農林水産業費では、まちづくり交付金事業として行う下藤塚地区水路改修関連事業1億2,898万円などにより、全体で8,822万円増加しました。

商工費では、中小企業などへの支援として、融資制度資金の保証料の負担金 800 万円や、経営健全化借入資金の利子補給金 730 万円、商工業者の店舗、工場などの新增設に対する固定資産税相当額を補助する商工業振興補助金 5,113 万円、浅間サンラインから真楽寺に直接入ることができる駐車場整備のための真楽寺観光地整備補助金 2,000 万円などの計上で、3,622 万円の増となっています。

土木費では、まちづくり交付金事業 5 億 6,446 万円などにより、全体で 4,178 万円の増加となっています。

消防費では、新たな緊急告知システム導入に向けた実施設計業務 550 万円を計上し、また教育費につきましては、中学校建設関連事業 19 億 5,777 万円を予定し、校舎や付随施設の工事費、備品購入費などの計上により、教育費全体では 8 億 6,379 万円の大幅増となっています。

公債費につきましては、平成 21 年度での繰上償還により、22 年度以降の公債費が平準化され、5 億 2,068 万円の大幅な減少となります。

また、特別会計につきましては、12 の特別会計の総額は 36 億 5,875 万円で、前年に比べ 4,631 万円、1.3% の増加となっています。この主な要因は、国民健康保険特別会計では、保険給付費の伸びによる増、小沼簡易水道特別会計では長坂第一配水池に設置します緊急警報遠方監視システム設置工事による増額です。

平成 21 年度一般会計補正予算（第 8 号）の概要ですが、総額から歳入歳出それぞれ 2 億 1,971 万円を減額し、合計 74 億 5,170 万円とするものです。

歳入の主な内容は、町税では個人町民税 1,500 万円の増加、国庫支出金につきましては、国の第 1 次補正に計上された地域活性化公共投資臨時交付金で、市町村の財政負担の軽減を目的に、町の一般財源や起債に充当できる内容の交付金として、2 億 2,030 万円。中学校建設に伴う国庫補助で 5,903 万円を計上しました。また、町債につきましては、中学校建設における入札差金などの事業費減額や、国庫補助金の増、公共投資臨時交付金を交付税措置のない単独部分の起債に代え、その事業費に充てたことにより、4 億 220 万円の大きな減額となっています。

歳出の主な内容は、総務費では、職員人件費や御代田駅嵩上げ工事補助金等の不用額の減額。衛生費では、妊婦乳児健康診断等の不用額の減額。農林水産業費では、県営畑地総合整備事業負担金 475 万円と、土地改良事業補助金 170 万円の増額

をお願いし、土木費では、公共下水道特別会計の繰出金の減額。教育費では、中学校建設工事と両小学校の太陽光発電施設設置工事の入札差金等で2億7,067万円の減額を計上しました。

また、特別会計の補正予算の主な内容につきましては、国保特別会計では療養給付費等の確定に伴う2,593万円の減額補正、公共下水道特別会計では、町債借入金の償還等4,431万円の減額補正を計上いたしました。

以上、概要を申し上げます。詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採択をお願い申し上げます。第1回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第3号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第5 議案第3号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号 専決処分事項の報告について、ご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

専第1号 専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分をする。

平成22年2月24日 専決

御代田町長 茂木祐司

記

平成21年度御代田町一般会計補正予算（第7号）について

予算書の1ページをお願いいたします。

先ほど町長の招集のあいさつでもございましたけれども、まず2月5日の議会の全員協議会におきまして、専決処分のご承諾をいただきました。それで2月19日

に内示をいただきました。そして3月1日に正式に交付決定をいただいたという経過でございます。

それから22年度予算と二重計上になっておりますので、6月で補正して減額をさせていただくということをお願いをしたいと思います。

平成21年度御代田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ6億868万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ76億7,141万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、第3表地方債による。

地方自治法179条第1項の規定により、専決処分をする。

それでは次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

款14、国庫支出金。項2、国庫補助金。補正額1億2,914万4,000円。内容ですけれども、安全・安心な学校づくり交付金です。

款18、繰入金。項2、基金繰入金。補正額1億134万2,000円。内容ですけれども、御代田中学校建設基金の繰入金でございます。

款21、町債。項1、町債。補正額3億7,820万円。これは中学校の建設事業債でございます。

補正額の合計が6億868万6,000円でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出。

款10、教育費。項1、教育費。補正額6億868万6,000円でございます。内容ですけれども、実施計画の委託料で192万2,000円、それから中学校建

設工事、これが6億676万4,000円でございます。これすべて共同調理場にかかわる経費でございます。

次の4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。

款10、教育費。項1、教育総務費。事業名、中学校建設事業。限度額6億868万6,000円ということで、本年度の予算にいま計上させていただきまして、この予算をそっくり22年度へ繰越をするというものでございます。

続きまして、第3表地方債補正。

この地方債につきましては、共同調理場学校給食の交付金がついたと、この交付金がついたものに対しまして、地方債を出すわけですけれども、その地方債の補正でございます。

変更、起債の目的、中学校建設事業。補正前の額、4億4,910万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載してあるとおりでございます。

補正後、限度額8億2,730万円で、補正額で3億7,820万円の増額ということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

確認の意味でお聞きをしたいと思います。

先ほど、企画財政課長の説明によりますと、6億868万6,000円、すべて共同調理場事業に充てますということでございましたので、6億868万6,000円で共同調理場が完成をするのかどうか1点、それから、町長招集のあいさつで当初は6,300万円の補助金を見込んでおりましたが、1億3,000万円ちょっと欠けるわけですけれども、1億2,914万4,000円ですか、補助金がついてきたということでもあります。ということになりますと、当初は複年施行で計画をされていたのかどうかというのが2点目。それから、全員協議会の折りには私の方からも町長にお願いをした経緯がございます。寺島県議を通じて県の方へお願い

をした、県連の民主党本部にもお願いをしてきた、ですけれども、民主党になりまして、幹事長室ですか、幹事長サイドですべての陳情、要望等はこなすということになっておりますので、陳情なりあるいは要望なりをしたらいかがでしょうというお話をしたところ、全員協議会の席では、そういうことをすると余分なペナルティがつくかもしれないというような答弁があったように私は理解をしているわけがあります。ところが、羽田事務所あるいは文科省の方へ陳情をし、3月1日に交付決定があったというふうにお聞きをしましたので、その経緯といたしますか、その過程についてお答えをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 萩原眞一教育次長。

（教育次長 萩原眞一君 登壇）

○教育次長（萩原眞一君） それでは、いまの4点ほどお聞きされたと思うんですが、まず1点目の、この金額で完成するののかということですが、共同調理場本體工事、屋根の上にはソーラーシステムをのせる計画がございますけれども、建物本體はこの金額でできるということでございます。

それと、2点目の交付金の額が倍近くなると、どうしてかということなんですが、約6,300万円という額につきましては、国の基準で定められた計算どおりですと、その金額にしかないわけですが、21年度の予算枠が手を挙げるところが全体、全国で少なかったということもあろうかと思っておりますけれども、ほかの中学校建設第1期工事分と同じように、実工事費にその補助、実工事費自体をその補助金の算定基礎額としていただいたということですから、約倍近いお金になったということでございます。

それと、当初から複年の計画はあったのかということですが、これは単年度で建設する計画でございました。

それと、陳情のことで、私が答えちゃっていいかどうかあれなんですが、いわゆる町長の申し上げたのは、直接その省庁へ陳情を申し上げると、そのペナルティというようなお話があったということございまして、その新聞報道等でご存じのとおり、要するに民主党の本部を通して話をすれば、そういったことはない。今回、文科省の方へ顔出しをして、お願いをしてきたのも、それは民主党の方で、本部の方で了解事項であるという、その辺の確認をして訪問させていただいたということでございます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） その、なぜ、それをお聞きしたかということ、町長の招集あいさつの中で、今後、官僚政治から、官僚主導から政治的主導になるということによりまして、私も一生懸命に頑張りますが、議員皆さんの協力を願いたいということでございますので、陳情なり何なりがございましたら、今後も議会を蔑ろにせずに、議会と十分に相談をしながら、議会の方も当然陳情に行ってくれ、議長、行ってくれといっても、議長も嫌だとは言わないで、当然陳情に行かれると思うんです。御代田町挙げて、中学校は大事な、早くに町民益になるように、町長の言うように、なるようにということでございますので、議会軽視をしないで、議会の相談もお願いをしたいと申し上げて、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第3号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第4号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数

の減少について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第6 議案第4号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長(古越敏男君) 議案書の6ページをお出し願います。

議案第4号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
地方自治法第286条第1項の規定により、平成22年3月30日をもって長野
県市町村自治振興組合から、東筑摩郡波田町が脱退することを認める。

平成22年3月5日提出

御代田町長

この長野県市町村自治振興組合とは情報の共同処理する組合でございます。

よろしくお認めいただきますよう、お願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少につ
いては、原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第5号 長野県市町村総合事務組合を組織する

市町村数の減少について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第7 議案第5号 長野県市町村総合事務組合を組織する市

町村数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長(古越敏男君) 議案書の7ページをお出し願います。

議案第5号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
地方自治法第286条第1項の規定により、平成22年3月30日をもって長野
県市町村総合事務組合から東筑摩郡波田町が脱退することを認める。

長野県市町村総合事務組合は、理事者、職員の退職手当の共同処理する組合でござ
います。よろしくお認めいただきますよう、お願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少につ
いては、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する

地方公共団体の数を減少することについて―――

○議長(柳澤 治君) 日程第8 議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織す

る地方公共団体の数を減少することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の8ページをお願いいたします。

議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて

地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成22年3月31日から、東筑摩郡波田町を廃止、その区域を松本に編入することに伴い、長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少する。

これにつきましては、前の2件の案件と同様、波田町が松本市に合併することによるものでございまして、これにより、構成市町村は78から77となります。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の

数を減少することについては、原案のとおり決しました。

――日程第9 議案第7号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第9 議案第7号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第7号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてでございます。

今回の条例改正につきましては、町長の招集あいさつにもございましたけれども、従来、小学校卒業までとしていた子どもに対する福祉医療給付を中学校卒業まで拡大しようとするものでございます。これに伴い、従来『乳幼児・児童』の表記をしていたところを、『こども』に改めるとともに、小学生までの所得制限を廃止しまして、中学生に対しましては家族構成等を考慮した新たな所得制限を設けるものでございます。

10ページをお願いいたします。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を、次のように改正する。

第1条中『、乳幼児、児童』を、『、こども』に改める。

第2条第1項中、『乳幼児』を『こども』に、『満6歳』を『満15歳』に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第5号を、次のように改める。

（5）こどもで満12歳に達した日以降の最初の4月1日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、父母の前年の合計所得税額が15万3,000円以上である者。

附則 この条例は平成22年4月1日から施行する。

本改正における所得制限の基礎となる所得税額、15万3,000円でございますけれども、これは保育料算定基礎でみます第6階層の2に該当するもので、夫婦と子ども2人の標準的な世帯で、おおむね670万円以上の収入のある方々です。細部につきましては、次のページ以降の新旧対照表でご確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

議会運営委員会で聞こうと思ったんですけれども、質疑の中でやればと、こういう話でございましたので、なぜ小学校までを所得制限を廃止し、新たに入れる中学校卒までを、なぜ保育料階層の6階層、標準的世帯と申されましたけれども、なぜ中学校には所得制限を設けたのか、そのお考えをお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

小学校は撤廃して、中学校はなぜ設けたかということでございますが、県の制度の中で、小学校の3年生まで入院のみ県が補助するという状況になりまして、これが所得制限がございません。そうしますと、小学生につきましては、非常に複雑な事務処理をしなければ、非常に事務量が増えるという状況もございまして、所得制限を小学生に限っては、じゃあ撤廃しようじゃないかという方向になったわけでございます。前々から申し上げてきておりますが、その一定程度の所得制限は必要だという考え方のもとに、新たに町単独で行う中学校の者につきましては、一律の500万円というような所得制限では、なかなか問題があろうということで、家族構成やそういったことで状況が違ってくる収入額を調整する意味で、従来の保育料の決定の方法がいいのであろうという状況の中で、独自の所得制限を設けさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） おはようございます。議席番号1番、野元でございます。

質問というのは、いま父母の合計所得、階層で6階層ということで、税額15万3,000円ということで、標準家庭ということでおっしゃられたんですが、そちらの方、行政側の方で見ていらっしゃるまず標準家庭の、標準という家庭内容というのが1点、それからこちらの税額、15万3,000円ということで、町として何%ぐらい、何世帯ぐらいがこちらの制限から外れてしまうのか、その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） 所得制限でいうその標準的な世帯というのは、申し上げましたのは、それぞれ扶養控除だとかそういったことが所得税のうえでは当然出てまいります。一般的に言われる状況の中での金額を、先ほど670万円というような形になりましたけれども、これがお子さま1人ですと、当然、620万円とか、ちょっといま数字はないんですけれども、そういった形で変動してまいります。ですから、一般的に夫婦2人と子ども2人というので算定をした場合の標準的なという表現でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、この基準で該当しなくなる方々がどのくらいいるかということでございますけれども、新中学1年生163名、2年生が153名、3年生141名、計457名、4月から該当になると考えられる方がいるわけですが、この中で88世帯、98名の方がこの所得制限によって給付は受けられないという状況の見込みでございます。以上でございます。

○1番（野元三夫君） 今回、そのような98名ほどですか、88世帯、対象から外れるという予測だということで、回答をいただいたんですが、子どもの医療、町としては子育て応援を一生懸命やるという方針でありますので、今回はこのような条例ということで改正が出ていますが、少しでも対象から外れる子どもが多くなるようにもっと向上できるように、検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

ます。以上です。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第10 議案第8号 御代田町体育施設設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第10 議案第8号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一教育次長。

（教育次長 荻原眞一君 登壇）

○教育次長（荻原眞一君） それでは、議案書の14ページをお願いいたします。

議案第8号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、まず、1点目の改正理由といたしまして、施設の損傷が進んでいたことや、スポーツ医学上の問題点がありました町営テニスコートにつきまして、平成21年度にその改修工事を行い、利用面での機能向上を図ったことを受けまして、その施設利用料を適正な料金とさせていただくための改正を行うものであります。使用料の改正額につきましては、近隣市町の類似施設使用料等を勘案しまして、決めさせていただきました。具体的に申し上げますと、当町で採用しましたガーネットブロスを用いた人工クレーコートは、近隣に限らず、国内の公営テニスコートでは設置事例がありません。このため、施設レベル的にはワンランク下ということになるかと思えますけれども、オムニコートといわれる人工芝タイプのコート使用料と比較検討しまして、現在、コート1面1時間当たり、町内者300円、町外者800円で設定しております使用料を、町内者につきましては、佐久市と同程度の500円に、町外者については1,500円にそれぞれ引き上げさせていただくものであります。

なお、小諸市では、オムニのコートを設置していないこと、また軽井沢町では

設置はしておりますが、7月から8月の期間を除く通常期間でも、1時間当たり1,200円という、高い料金設定をしていることから、これらについては比較対象とせず、佐久市の使用料を基準に比較検討した改正額となっております。

また、今回の施設使用料の改正に合わせまして、夜間照明料につきましても、見直しをさせていただくこととしました。テニスコートの夜間照明で支払っている実際の電気料を見ますと、コート1面1時間当たりで約640円を要しています。しかしながら、利用者からいただいている照明料は、400円という金額で設定しております。電気料等の光熱水費については、実費相当額を利用者の方に負担させていただくことを原則として考えなければならないと思います。このため、現状の電気料のすべてを充足する額とはなりません。利用者の皆さんにも応分な負担をさせていただく観点から、1時間当たりの料金を100円増額し、400円から500円に改正させていただくものであります。

次に、2点目の改正理由であります。いままで町内者と町外者の使用料につきまして、別表第1、別表第2と、別に定めており、わかりづらい面がありました。このため、別表として1つの表にまとめさせていただき、見やすくしたものであります。また、これに合わせまして、使用時間につきましても、体育施設の管理運営に関し、必要な事項を定めている御代田町体育施設管理規則第3条の規定による、原則的な最大使用時間である午前9時から午後9時半までの範囲内とし、町営雪窓公園球場から町営テニスコートの各施設欄に表記しております。午前5時から午前9時の範囲内の時間帯区分を削除させていただくものであります。この時間帯は、早起き野球やスポーツ少年団の早朝練習などで利用していただいておりますが、施設管理上の問題から、一般利用では貸し出しを行っていません。なお、今回この原則的な使用時間内に改めさせていただきましても、同規則第3条但し書に、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができるという規定をしております。ですから、早起き野球などの例外的な使用においては、但し書を適用することによりまして、これまでと変わりなく使用していただけます。

このほか、別表に記載している施設名称を、本条例第2条で規定している正式名称との整合させるとともに、実際には供用していない屋内ゲートボール場のシャワー室使用料欄を削除し、別表の最後に別書きしていましたが電気料、暖房料等につきましても、各施設欄にまとめて表記させていただき改正を行っております。

また、第4条及び第5条中の表記につきましても、適正な用語に改め、あるいは別表の改正との整合を図るための改正を行うものであります。

それでは、15ページの方をお願いいたします。

御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を、次のように改正する。

第4条中『ただしこのため』を『この場合において』に改める。

第5条第1項中『別表第1、別表第2』を、『別表』に改め、同項第1号中『「別表第1、町内者使用料」』を『別表中「町内者」』に改め、『が使用する場合』を削り、同項第2号中『「別表第2 町外者使用料」』を『別表中「町外者」』に改め、『が使用する場合』を削る。

別表第1及び第2を削り、次の別表を加えるということであります。別表の内容については、18ページ、その前に、附則といたしまして、この条例は22年4月1日から施行するということであります。

別表改正内容につきましては、新旧対照表の方をご覧ください。18ページには先ほど条文中で申し上げました字句の訂正等を掲載しております。ご覧いただきたいと思っております。

19ページ以降が別表の新旧対照表になっております。1つにまとめた関係で、すぐ横との比較はできませんけれども、別表第1、第2を、別表と改め、项目的には『社会体育施設等使用料』に改めました。それと、各施設については、条例2条で規定をしております正式な施設名に代えさせていただいたと。それと、町内者使用料、町外者使用料とも午前5時から午前9時の間の時間帯を削らせていただいたということ。それとテニスコートについては、先ほど申し上げたとおり、料金改定をしたと。あと、一番最後、表の別表第1、別表第2とも、一番最後に施設電気料ですとか、暖房使用料を明記しておりましたけれども、わかりづらいということで、1表の表の中にそれぞれ書き加えさせていただいたということであります。なお、1つの表にまとめたということで、料金欄がゴシックになって、下にアンダーラインが引いてありますけれども、テニスコート以外のものについては、料金改正等一切行っておりません。

説明の方は以上であります。よろしくご審議のほど、お認めいただくようよろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午前 11 時 03 分）

（休 憩）

（午前 11 時 15 分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第 11 議案第 9 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 11 議案第 9 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一教育次長。

（教育次長 荻原眞一君 登壇）

○教育次長（荻原眞一君） それでは、議案書の 24 ページをお願いいたします。

議案第 9 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

この一部改正につきましては、別表中の学校体育施設名称を略して記載していたため、これを正式名称に改めることと、先ほど議案第 8 号でご説明申し上げました、御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正と同じ理由によりまして、使用時間を原則的な時間の範囲内とするため、別表で定める時間区分のうち、南・北小学校、及び中学校校庭使用料欄の午前 5 時から午前 9 時の間の時間帯区分を削除させていただくものであります。

それと併せまして、これも同じように別書きしていましたが電気料等を各施設欄に詳記させていただき、別表を見やすくするための改正を行うものであります。

それでは、次ページの25ページをお願いいたします。

御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例（案）

御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を、次のように改正する。

別表を次のように改めるということでもあります。別表の改正内容については、新旧対照表でご説明申し上げます。附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するということでもあります。

26ページの方をご覧ください。

別表第4条関係となっていたものを、その横に『御代田町立学校体育施設使用料等』というものを加えさせていただきました。それと、以前には改正前は『北・南小学校』というような形で、かなり間略して書いてあったものを、『北小学校体育館』『南小学校体育館』というように施設名称を明確にしたものであります。

それと、電気料等についても、各施設欄の方にまとめさせていただいたことと、午前5時から9時の範囲の使用時間区分があったものは削除させていただいたという内容のもので、アンダーラインが引いてある部分がありますけれども、料金改正等は一切行っておりません。

説明の方は以上であります。よろしくご審議のほど、お認めいただくようよろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第12 議案第10号 御代田町B&G海洋センター設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第12 議案第10号 御代田町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原真一教育次長。

(教育次長 荻原眞一君 登壇)

○教育次長(荻原眞一君) それでは、議案書の28ページをお願いいたします。

議案第10号 御代田町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

この一部改正につきましては、字句の統一と字句の明確化を行うものであります。第6条で『センターの利用者は』と表記していますが、第4条では『センターを利用しようとする者は』となっておりますので、第6条の表記を第4条に統一するとともに、その語尾に使用区分に『より』を加え、使用区分があることを明確化するものであります。

次ページをお願いいたします。

御代田町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

御代田町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を、次のように改正するというところで、第6条中、『センターの利用者は』を、『センターを利用しようとする者は、使用区分により』に改めるということでありまして。

附則として、この条例は22年4月1日から施行するというところであります。

ご説明の方は以上であります。よろしくご審議のほど、お認めいただくようよろしくをお願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第13 議案第11号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第13 議案第11号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小平嘉之町民課長。

(町民課長 小平嘉之君 登壇)

○町民課長(小平嘉之君) それでは、議案書の31ページをお開きください。

議案第11号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

次のページをお願いします。

御代田町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の一部を、次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、別表2を改正するものでございます。今回の別表2の改正につきましては、2つの主な理由があり、併せて、表についても実態に合わせ、わかりやすい表に改正をいたしました。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

まず1つとしまして、家庭系不燃物を井戸沢最終処分場へ持ち込むときの手数料を無料化し、入場待ちの混雑解消と、収納業務の合理化を行うものでございます。井戸沢一般廃棄物最終処分場では、排出者区分やごみの種別等ごとに定められた処理手数料を受付窓口で現在徴収している状況でございます。現行では、家庭系不燃物を井戸沢最終処分場へ直接持ち込むときの処理手数料を1回につき50kgを超えた場合、超えた分について10kg当たり10円を徴収しているわけでございますが、今回の改正では、これを無料とするものでございます。

年間、1万2,000件以上にもなる家庭系不燃物の処理場への持ち込みの際、計量作業と徴収事務を省略し、入場手続の簡略化により、入場待ちの時間の短縮や混雑が解消できます。

家庭系不燃物の入場時の計量については、21年度当初より試験的に実施してみました結果、道路上の入場待ちの混雑が大幅に解消されている状況ができました。近年においては、不燃物の埋め立てごみが大幅に減少しており、井戸沢処分場への持ち込みについても、50kgを超える持ち込みは大変少なくなっております。ちなみに、20年度の処理手数料の年間収入額は、8万5,520円でした。また、事業系の不燃物につきましては、従来どおり手数料の変更はございませんが、手数料の徴収方法を後納にすることによって、井戸沢処分場の窓口での現金取り扱いを無くし、収納業務の合理化を図るものでございます。これにつきましては、20年度

の事業系の持ち込み件数は183件で、処理手数料の年間収入については15万1,710円でした。

2点目につきましては、これまで事業系可燃物の指定袋の60リットル袋1枚270円の1種類に加え、要望が多かった大型ごみケースにも使える新規格、70リットルの指定袋を新たに作成し、販売するものでございます。販売価格につきましては、1枚310円に設定するものでございます。

以上2点が改正の理由であり、併せて、表についてもわかりやすいものとし、字句も変更をいたしました。

それと、附則としまして、この条例につきましては、平成22年4月1日より施行するものでございます。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第14 議案第15号 御代田町営水道条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第14 議案第12号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書34ページをお開き願いたいと思います。

議案第12号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

次のページでお願いをいたします。

御代田町営水道条例の一部を、次のように改正する。

第25条の表を次のように改める。

表についてはちょっと新旧対照表で説明させていただきます。

附則 この条例は平成22年4月1日から施行する。

ということで、次のページ、新旧対照表でございます。今回の改正は、現行の料金表が一般用のみとなっていたものを、他市町村との整合を図って、公衆浴場用を追加するというものでございます。入浴料金の統制を受けて、安価で公衆に入浴サービスを提供していることに対して、380円という現行でございますが、一般的な基本使用料を超える部分について、割り引く形とするものでございます。

料金表の方をご覧いただきたいと思いますが、基本水量100までというものは変わりございません。超過料金の方で、一般用はそのままでございますが、公衆浴場用を追加をいたしまして、平均的には月200という使用が一般的でございますので、そこまでは変わらず、それ以上使用したのものについて、若干割り引いていくということの表を追加しているということでございます。

なお、この適用を受ける者は、公衆浴場として県の認定を受けていることが条件となります。現状では当町1軒ございまして、大谷地鉾泉さんが受けているということでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第15 議案第13号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第15 議案第13号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書 37 ページをお願いいたします。

議案第 13 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

次のページでございます。

御代田町公共下水道条例の一部を、次のように改正する。

別表を次のように改める。

附則 この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

次のページで、新旧対照表でございますが、この改正につきましても、先ほどの上水道料金と同じでございます、公衆浴場用を追加するものでございます。これも考え方は同一でございます、基本料金 100 までは変わりございません。一般用はそのままでございます、公衆浴場用 200 までは一般と同じで、200 を超える分について割り引いていくということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 16 議案第 14 号 町道の路線認定及び廃止について ―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 16 議案第 14 号 町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書の 40 ページをお願いいたします。

議案第 14 号 町道の路線認定及び廃止について、説明をいたします。

次のページをお開き願いたいと思います。

まず、認定路線でございます。資料番号 1 でご案内申し上げております図面の方

と照らし合わせてご覧をいただきたいと思いますが、まず路線認定につきましては、この左側の図面でございます。この件に関しましては、前回の全員協議会の中でも経過経緯等をご説明申し上げましているところでございますが、軽井沢大橋を挟んだ前後の路線ということでございまして、表の方でいきますと、路線名森泉追分線、起点が大字茂沢字吹上410-3番地先ということでございます。終点は軽井沢町になりまして、大字追分字小原沢上959-33地先ということでございます。延長2,360m、幅員が5.7~28m、路面の形状でございますが、アスファルト、それから一部コンクリート舗装ということでございます。

理由につきましては、私道からの譲渡を受けて認定をするということでございまして、これにつきましては、前回全員協議会でご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

なお、今回、この認定につきましては、市町村界を超えての認定となりますので、道路法に基づきまして、該当行政区の承認が必要となります。したがって、本路線は軽井沢町議会より事前に承認をいただいておりますので、このまま認定をしていきたいということでございます。

それから、廃止路線の方でございます。図面の方で見ていただくとおり、浅間サンラインの町道分であった部分ということでございまして、この辺につきましても、全員協議会の方でご説明を申し上げておりますとおりでございます。表でいきますと、路線名西城西宮原線、起点が大字塩野字西城128-28番地先、それから終点、大字塩野字西宮原450-73地先。延長が2,093.5m、幅員が7.8から13.1m。路面形状はアスファルト舗装でございます。

これは理由といたしまして、県道へ移管ということでございます。

このサンラインについて、県道に移管したことによりまして、塩野集落の中心地を走っております旧県道につきましては、9月の議会において町道ということで認定の議決をいただいている部分でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第17 議案第15号 平成22年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第17 議案第15号 平成22年度御代田町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の42ページをお願いいたします。

議案第15号 平成22年度御代田町一般会計予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いをしたいと思います。

予算書をお願いいたします。よろしいでしょうか。

平成22年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ72億6,032万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億5,000万円と定める。

この1億5,000万円の額ですけれども、15億円、失礼いたしました。15

億円と定める。15億円の根拠なんですけれども、本年発行いたします地方債が16億3,590万円でございます。地方債の借入が4月、5月ごろということになりますので、これと同額程度を予算計上をお願いをしたいというものでございます。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項但し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係わる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用、でございます。

続きまして2ページ、次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。

この歳入歳出予算につきましては、資料番号2をお出しいただきたいと思っております。この資料番号2でご説明を申し上げます。よろしいでしょうか。

平成22年度予算の概要。1、一般会計。平成22年度72億6,032万2,000円。平成21年度66億5,947万2,000円。比較で6億85万円の増額でございます。対前年比で9.0%の伸びになっております。特別会計につきましては、各担当課の方でご説明いたしますので、割愛をさせていただきます。

次の2ページをお願いいたします。

平成22年度一般会計当初予算の対前年の比較表ということでございまして、7ページ以降で詳細にご説明申し上げますので、主な概略について、ここでご説明をいたします。

まず、町税ですけれども、町税につきましては、5,720万円の減、2.6%の減ということで、個人町民税、それから法人町民税の減等によります。

それからその他、その下の譲与税、それから交付金等につきましては、相対的に減であるというものでございます。

それから12の分担金及び負担金ですけれども、これで比較で8,136万3,000円の増、451.6%の増ということでございますけれども、これにつきましては、従来保育所の使用料につきましては、使用料及び手数料ということで徴収しておりましたけれども、負担金の方が望ましいということで、このところに計上をさせていただきました。

そして、13の使用料・手数料ですけれども、これにつきまして1億190万6,000円の減ということで、マイナス55.5%ということをございまして、これを使用料・手数料から負担保育料をもっていったことがもっとも大きな理由でございします。

それから14の国庫支出金ですけれども、比較で4億2,143万5,000円、67.9%の増ということをございまして、これにつきましてはは民主党政権になってからの子ども手当の負担金、それからまちづくり交付金事業、それから中学校の建設事業等の交付金等が増えているというものでございします。

それから18の繰入金ですけれども、2億2,062万円の減というものでございまして、32.2%の減。これは、21年度に繰上償還をしたということで、減債基金を繰り入れたわけですけれども、これが大幅に減っているというものでございします。

それから21の町債ですけれども、これにつきましては、4億8,390万円の増、42%の増ということで、先ほど申し上げました大型事業に伴います地方債の発行の増というものでございします。

次の3ページをお願いいたします。

3ページのところで一般財源と自主財源ということになっておりまして、平成22年度、21年度ということで、一般財源で平成22年度が34億9,425万1,000円、21年度が35億4,515万1,000円、比較で5,090万円の減、1.4%の減ということをございします。これにつきましては、税込、それから交付金、それから譲与税等の減少によるものでございします。

それから自主財源ですけれども、平成22年度で29億6,936万7,000円。平成21年度で32億9,857万9,000円で、比較で3億2,921万2,000円の減、10%の減ということになっております。これにつきましては、国庫支出金等が依存財源として増えていると。それから先ほどの繰入金の減というものでございします。大まかな一般財源、自主財源の内容については、以上でございします。

続きまして、目的上の歳出ですけれども、これにつきましても、7ページ以降で詳細にご説明したいと思っておりますので、割愛をさせていただきます。失礼いたしました。

それでは次の4ページをお願いいたします。

平成22年度一般会計当初予算。歳入。

款、項、それから本年度予算額、対前年予算額、比較、対前年比、内容ということになっております。

まず款1の町税。項1、町民税。本年度予算額6億5,420万円。対前年の比較で7,810万円の減でございます。主な内容ですけれども、個人町民税で5億8,560万円。3,710万円の減でございます。法人町民税ですけれども、これが6,860万円ということで、前年と比較いたしまして4,100万円の減でございます。

項2、固定資産税。本年度予算額12億3,770万円。比較で2,040万円の増額でございます。家屋で4億8,788万円。3,123万6,000円の増でございます、前年と比較いたしまして。それから土地が3億5,306万円ということで、これにつきましては、1,024万3,000円の減ということで、土地の評価が下がっているということでございます。

それから項の2、軽自動車税。本年度予算額3,270万円。比較で70万円の増額ということでございまして、軽自動車につきましては、自動車台数の増ということでございます。

それから項4、町たばこ税。本年度予算額8,030万円。比較で510万円の減でございます。理由といたしまして、たばこ本数の減少でございます。

それから5の特別土地保有税。本年度1,000円ということで、前年度と同じでございます。

それから6の入湯税。本年度予算額35万円。前年度と同じでございます。

7の都市計画税。1億2,190万円。比較で490万円の増ということで、家屋の課税標準額の増額によるものでございます。

款2、地方譲与税。項1、自動車重量譲与税5,100万円。比較で500万円の減でございます。前年度の決算見込みによる減少ということで、この譲与税交付金等につきましては、国から県を通じまして、ほぼこのくらいだろうという数字、率をいただいております、その率に合わせてあるというものでございます。

項2、地方揮発油税1,900万円。比較で730万円の増でございます。これは地方道路譲与税からの完全移行による増加ということで、地方道路譲与税からこ

こちらの方に完全に移行がされたというものでございます。

3の地方道路譲与税。本年度0ということございまして、揮発油税の方に移行されたことによりましての減でございます。

それから3の利子割交付金。項1の利子割交付金。本年度予算額600万円。比較で120万円の減でございます。内容的には利子が減っているというものでございます。

4の配当割交付金。項1の配当割交付金。本年度予算額で150万円。40万円の減というものでございまして、これにつきましても、株式の配当が減っているというものでございます。それから5の株式譲渡割交付金。項1の株式譲渡割交付金。これは株式の譲渡、上のものは株式の配当ということになると思いますけれども、これにつきましてもは60万円ということで、同じでございます。

それから款6の地方消費税交付金。項1の地方消費税交付金。本年度1億3,500万円で、300万円の減でございます。これは消費全体の落ち込みによる減少でございます。

それから7のゴルフ場利用税交付金。ゴルフ場利用税交付金。本年度予算額が1,700万円で、前年比で140万円の増ということで、利用者が増えております。21年度についても、利用者が増ということで、22年度も若干の増を見込まさせていただきました。

それから8の自動車取得税交付金でございます。本年度予算額で1,700万円。比較で410万円の減ということで、自動車取得の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

9の地方特例交付金。1の地方特例交付金ですけれども、本年度予算額で2,000万円。650万円の減というものでございまして、内容的には、この地方特例交付金の内容がございまして、住宅の借入金特別控除、これが800万円で前年と比較いたしまして、446万5,000円の減。それから自動車取得税の減税の減収の補てんということで、これにつきましてもは470万円で、これが90万円の減というものでございます。

それから2の特別交付金は0ということございまして、これにつきましてもは、減税補てんの特別交付金の廃止に伴う経過措置の期間の終了による減少によるものでございます。

それから10の地方交付税でございまして、本年度予算額で11億円でございます。対前年比で3,000万円の増加でございます。普通交付税で10億5,000万円。3,000万円の増。それから特別交付税につきましては、前年と同じ5,000万円でございます。

11の交通安全対策特別交付金です。これが本年度200万円。比較で20万円の増ということで、21年度決算の見込みから増加ということでございます。

それから12の負担金。分担金及び負担金です。1の負担金です。本年度予算額で9,938万円でございます。比較で8,136万3,000円の増でございます。これは先ほど申し上げましたけれども、保育料の組みかえによる増加というものでございます。

それから13の使用料及び手数料の、1の使用料ですけれども、本年度予算額で7,121万9,000円で、比較で1億184万5,000円の減ということで、保育料のこれも組みかえによるものでございます。この保育料の組みかえにつきましては、従来使用料ということで、保育所使用料ということで行ってきたわけですが、近隣の佐久市、小諸市、軽井沢町と、それから予算のつくり方、見方というものがあるんですけれども、そこを十分調べた結果、こういうふうな形にすることが望ましいということで、今回組みかえをさせていただきました。

それから、2の手数料。本年度1,038万円で、6万1,000円の減でございます。

それから14の国庫支出金。1の国庫負担金。3億1,527万1,000円で、比較で1億8,905万1,000円の増額でございます。主なもので子ども手当の負担金ということで、22年度から始まります子ども手当、これが2億4,229万円の増でございます。それから児童手当の負担金ということで、これが1,023万2,000円ということで、児童手当分も4月、5月分はあるということで、1,000万円ほど出ているということですが、通年でいままでの計算からいきますと、これだけの金額が減になるというものでございます。

続きまして2の国庫補助金であります。本年度で7億1,177万円。比較で2億3,438万8,000円の増額でございます。主なものですけれども、まちづくり交付金で3億8,129万8,000円で、9,414万8,000円の増。それから中学校の建設事業で3億1,721万2,000円で、1億7,295万

6, 000円の増でございます。

続きまして、3の委託金で1, 466万円で、比較で200万4, 000円の減でございます。書いてあるとおりでございます。

次に15の県の支出金です。1、県負担金。本年度予算額で1億2, 920万2, 000円。比較で495万6, 000円の増ということでございまして、子ども手当の負担金ということで、3, 634万円の増。これと比しまして、先ほどと同じ、児童手当の負担金ということで661万2, 000円で、3, 150万4, 000円の減ということでございます。

次に、2の県補助金。7, 281万5, 000円で、比較で183万2, 000円の増であります。主なもので妊婦乳児健診の補助金で、新たなものといまして449万7, 000円の増でございます。

3の委託金で、予算額で4, 223万7, 000円、比較で1, 143万9, 000円の増でございます。22年度につきましては、国勢調査、5年に1回あるわけですがけれども、この国勢調査がありまして、この委託金が573万5, 000円。それから知事選挙の委託金が増になっております。

続きまして16の財産収入。1の財産運用収入でございまして、予算額で802万1, 000円で、比較で875万3, 000円の減でございます。内容ですけれども、基金の利子で655万5, 000円ということで、金利が安くなっているということで、基金利子が820万円ほど減額になっております。

続きまして、2の財産の売り払い収入でございまして、これは同じでございます。

それから17の寄附金でございます。寄附金につきましては、本年度3, 000円ということで、1, 000円の増でございます。

それから、18の繰入金の特設会計の繰入金については、前年と同じでございます。

次のページをお願いいたします。

項18、繰入金。2の基金の繰入金。予算額で4億6, 480万円。比較で2億2, 062万円の減でございます。もっとも大きなものといまして、先ほどもご説明いたしましたけれども、21年度に繰上償還を行うということで減債基金の繰上を行いました。22年度はそれがございません。それが4億9, 000万円でございます。

それと比較いたしまして、中学校の建設基金で4億6,410万円ということで、3億970万円の増でございます。

19の繰越金でございます、7,000万円ということで、前年と比較いたしまして、3,000万円の減ということで、全体の予算の中で調整をさせていただきました。

それから20の諸収入でございます。延滞金、加算金及び過料ということで、前年度と同じでございます。

それから2の町の預金利子ということで、175万円の減ということでございまして、歳計現金や預金の利子が減ということで、減になっております。

それから3の貸付金の元利収入。2,537万3,000円。比較で126万円の増ということでございまして、奨学金の返還金が増えております。

続きまして4の雑入で、8,588万1,000円。比較で839万3,000円の増加でございます。これにつきましては、新エネルギーの導入促進補助ということで、3,124万8,000円の増というものでございます。これと比較いたしまして、浅麓クリーンセンターの清算金ということで、予算ベースで1,000万円の減ということになっております。

21の町債でございます。今年度の予算額で16億3,590万円。比較で4億8,390万円の増でございます。内容的にはまちづくり交付金、それから中学校の建設事業、それから小学校の耐震事業につきましては終了したということで、無くなったということで、大きな事業によりまして町債が増えているというものでございます。

続きまして7ページをお願いいたします。

7ページの歳出でございます。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長に申し上げます。

議案第15号の提出理由の説明中ではありますが、昼食のため、休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

（午後12時00分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議案第15号の提案理由の説明を引き続き求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは引き続きお願いをいたします。

資料番号2のページ7ページの歳出からお願いをしたいと思います。

款1、議会費。項1、議会費。本年度の予算額7,466万3,000円で、ほぼ同じでございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。本年度の予算額4億4,975万1,000円で、比較で2,318万5,000円の減でございます。主な理由といたしましては、一般職の人件費、2億5,367万2,000円ということで、前年と比較いたしまして、1,859万7,000円の減でございます。また、主な内容といたしまして、庁舎の耐震診断ということで、新たに855万8,000円の増額でございます。

2の徴税費。本年度予算額で1億2,223万円です。比較で2,501万8,000円の減でございます。主な内容ですけれども、町税の還付金が22年度は500万円と。前年と比べまして4,300万円の減ということで、既にご説明してありますけれども、法人税の還付が予想されるということの中で、前年度につきましては、大きな額を予算計上をさせていただきました。

項3の戸籍住民基本台帳費。本年度予算額で3,517万2,000円です。比較で117万2,000円の減でございます。

項4、選挙費。本年度予算額で2,624万6,000円。828万4,000円の増でございます。県知事選挙費ということで、823万5,000円が増になっております。

5の統計調査費。595万7,000円。比較で314万9,000円の増でございます。5年に一遍の国勢調査があるということで574万円を計上させていただきました。

6の監査委員費については、増額でございます。

款3の民生費。項1の社会福祉費。社会福祉費。6億2,335万円で422万1,000円の増でございます。内容は書いてあるとおりでございます。

2の児童福祉費。6億2,681万4,000円。比較で1億6,407万

8,000円の増、率で35.5%の増ということで、子ども手当経費3億1,471万9,000円が増ということになっておりまして、児童手当等につきましては減ということでございます。

続きまして3の災害救助費。15万6,000円で増額でございます。

款4の衛生費。1、保健衛生費。1億4,218万4,000円。比較で528万4,000円の増でございます。内容ですけれども、妊婦乳児健診業務、1,169万7,000円ということで、606万1,000円の増でございます。

続きまして2の清掃費です。2億6,030万8,000円。257万5,000円の増でございます。内容ですけれども、浅麓環境施設組合の組合の経費ということで1億1,045万2,000円。375万4,000円の増でございます。

款5の労働費。項1の労働諸費。本年度予算額で193万8,000円。比較で148万7,000円の増でございます。率で329.7%ということで、普段、額が小さいということですが、内容で雇用促進事業補助金で150万円の増でございます。

款6、農林水産費。項1、農業費。本年度予算額で7,446万6,000円。比較で1,139万円の増でございます。ソバの耕作者の補助金ということで、300万円の増ということでございます。

項2の林業費。本年度予算額で953万7,000円。比較で28万8,000円の増ということで、ほぼ同額でございます。

3の農地費。本年度予算額で2億3,099万6,000円。比較で7,655万1,000円の増でございます。率で49.6%、町行事業で1億2,898万9,000円、8,942万2,000円の増でございます。

款7の商工費。項1の商工費。本年度予算額で1億1,733万4,000円。比較で3,622万9,000円の増でございます。率で44.7%の増。主なものでございますけれども、真楽寺の観光地の整備補助金ということで、2,000万円。それから工業振興奨励補助で5,130万円で933万3,000円の増でございます。

次の8ページをお願いいたします。

款8、土木費。項1、土木費。本年度予算額3,638万3,000円。ほぼ前年と同じでございます。

項2の道路橋梁費。本年度予算額で6億3,136万8,000円。比較で8,779万円、16.2%の増でございます。町行の事業ということで、5億6,446万2,000円。1億1,471万1,000円の増であります。それと道路新設改良事業で136万円ということで、前年から2,268万円の減なんですけれども、これは今回のいろいろな交付金等によりまして、前倒し等をさせていただいた事業等がありまして、その事業はここで削らせていただいて、減になっているというものでございます。

項3、河川費。本年度予算額109万3,000円でございます。比較で200万円の減ということで、河川台帳の保守管理委託ということで、台帳の保守管理委託が無くなったということで、これが200万円の減でございます。

項4の都市計画費。本年度予算額2億6,747万9,000円です。比較で4,263万3,000円の減でございます。下水道特会への繰出金が2億2,259万3,000円、5,049万7,000円の減ということで、繰上償還を21年度で実施したと、政府資金の関係で金利の高いものについて一定の基準を満たすものについては、繰上償還ができましたので、これを繰上償還したということがありまして、この繰上償還が無くなったという要素が一番大きな要素でございます。

続きまして5の住宅費。本年度予算額1,161万9,000円。比較で200万4,000円の減でございます。町営住宅の改善工事110万円の減でございます。

款9、消防費。項1、消防費。本年度の予算額2億6,618万2,000円でございます。比較で139万8,000円の増でございます。ほぼ同じでございます。

款10、教育費。項1、教育総務費。20億3,167万6,000円。比較で9億3,800万4,000円。85.8%の増ということで、中学校の建設経費19億5,777万3,000円。9億3,280万8,000円の増ということでございます。

続きまして、2の小学校費。1億1,675万3,000円。比較で3,400万5,000円の減ということでございまして、主な内容で、21年度に実施いたしました南・北小学校の耐震の補強工事がなくなったと。これが5,001万2,000円の減というのが大きな要因でございます。

3の中学校費。7,068万9,000円。比較で169万9,000円の増でございます。ほぼ同じでございます。

4、社会教育費。本年度予算額で1億2,644万1,000円。883万1,000円の減でございます。大きな要因といたしましては、図書館のコンピュータの購入ということで、図書の管理を行っているわけですが、この購入事業が終了したということで、1,152万4,000円の減が主な要因でございます。

それから項5、保健体育費。今年度予算額4,661万9,000円。比較で3,307万7,000円の減でございます。率で41.5%。体育施設工事ということで、これが26万9,000円。減ということで、3,545万2,000円。テニスコートと芝生工事等の工事が減になっていると。今年は特にテニスコートということでございます。22年度についてはテニスコートの減というものでございます。

それから款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費186万8,000円。同額でございます。

2の公共土木施設災害復旧費102万8,000円。同額でございます。

款12、公債費。項1、公債費。本年度予算額で8億853万8,000円。比較で5億2,068万1,000円の減でございます。主な理由につきましては、21年度につきまして、繰上償還を実施したということでございまして、減債基金を入れて繰上償還を実施したということで、その分についての減が大きな要因でございます。

続きまして13の諸支出金。普通財産の取得費。本年度予算額2,000円ということで、増額でございます。

それから款14の予備費。項1の予備費。本年度予算額4,084万2,000円。比較で4,934万8,000円の減、54.7%の減ということでございまして、これにつきましても、企業への還付金等が発生することが考えられるということで、予備費の方に約5,000万円ほど、ここのところで計上をしてあったというものでございます。

これで歳出合計ということで、今年度72億6,032万2,000円ということで、比較で6億85万円の増、対前年比で9%増でございます。

続きまして、もう一度予算書の方に戻っていただきたいと思います。予算書の9ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

9ページ、第2表債務負担行為。事項、期間、それから限度額ということでございまして、御代田北小学校給食棟改良工事。期間が23年度。限度額2,000万円ということでございまして、これは22と23年度で実施するというところでございまして、22については、予算計上させていただいて、23について債務を負担する行為を議決をいただきたいというものでございます。

続きまして、御代田南小学校の給食棟の改良工事。期間、平成23年度で1,200万円でございます。

ページ、まくっていただきまして、10ページをお願いいたします。

第3表地方債。起債の目的、限度額、それから起債の方法、利率、償還の方法。まず、まちづくり交付金事業ということで、5億3,080万円。それから施設整備事業一般財源分ということで、これが610万円。それから中学校の建設事業で8億3,700万円。続きまして臨時財政対策債で2億6,200万円。合計で16億3,590万円の地方債をお願いをしたいと。

地方債の起債の方法ですけれども、証書借入または証券発行ということでございます。主には、証券発行はしておりませんので、金融機関、国等から証書の借入を行っております。

それから利率ですけれども、年4.0%以内。それから償還の方法につきまして政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えをすることができるという内容のものでございます。

22年度の御代田町の一般会計予算については、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

町長招集のあいさつの中で、介護慰労金、現在6万円を、22年度9万円に引き上げたいという招集のあいさつがあったと思うわけですが、まずそれに間違いないかどうか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） いま言われたとおりです。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） そこでお聞きをいたします。

介護慰労金、6万円を9万円にする。それはまあ非常に私としてもありがたいことだなと思うわけですが、この介護慰労金につきましては、高齢者慰労金だけなのか、あるいは障害者の介護慰労金も含まれるのか、あるいはまたその増額となるものが前年対比どのくらいの額になるものか、それと、もう1点は、重複支援にならないか、お願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 済みません、もう一度お聞きしたいんですけども、2点いまありましたですね。障害者をご自宅で介護なさっている方とそれから高齢者を介護なさっている方、両方9万円にしてございます。

それから、重複した負担にならないかということでございますけれども、その意味がちょっとよくわからないのでございます、申しわけありません。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 重複というのは、別の支援、前は町の方では医療費がかかった場合、介護を受けた場合においては、1割は町の方で7%みますということで、介護支援金も昔は9万円から6万円に下げた経緯があるわけです。だから、ここで9万円に上げるということについて、そのお考えが変わったかどうか、お聞きをしたいのと、増額はお幾らですか。前年度対比増額はお幾らになりますかと、こういうことです。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） ……。

○議長（柳澤 治君） 武井議員に申し上げます。

このような質疑の場合は、通告していないと、どうしても時間がかかりますので、事前に届出をしておいてください。

武井議員。

○9番（武井 武君） 町長の招集あいさつを聞かないと、何をどういうふうに予算に盛ったのかわかりませんので、町長招集のあいさつの中で6万円を9万円に引き上げたということがございますので、質疑をさせていただいております。

○保健福祉課長（土屋和明君） 済みません、ちょっと時間がかかっちゃって。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） この款項だけだけれども、目で見ると、予算書の57ページとそれから62ページに、重度身体障害者介護者慰労金180万円、それから62ページには、要介護高齢者介護慰労金585万円と書いてあるわけがございますので、昨年的一般会計というか当初予算を見れば、差し引けば、どのくらいの金額になるかわかるわけですけれども、その辺のところは21年度の当初予算書を持ってきませんでしたので、町長招集のあいさつの中で9万円に上げたということがございますので、本来で行けば、なぜこの9万円をいまここで上げなければならないのかなということをお聞きをしたいわけです。本来で行けば、委員会で聞けばいいわけですがけれども、これは当然、総務常任委員会に付託になる案件でございますので、お聞きをしております。

○保健福祉課長（土屋和明君） お一人3万円増額ということで、重度心身障害者関係で20名、それから在宅介護の関係で65名を予定してございます。

時間がかかって済みませんでした。

○9番（武井 武君） いいえ。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 重複支援は。だから、前、9万円、介護保険を、介護慰労金を支給していたわけですがけれども、そのかかる一部を町が持ったという状況の中から、6万円に引き下げたわけですね。また9万円に上げるわけですがけれども、そのそれとの関係はどういうふうにお考えか、聞かせてください。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） 特別修正はしてございませんので、そちら側については、

見直しはしていません。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員に申し上げます。

1 議案3問の質問ですので、まとめるようお願いします。

○9番（武井 武君） だから、3つまとめてやりましたので、答弁が来なかったから、最後です。

ですから、町長が9万円に上げるということでございますので、そのお考え、重複に支援をしていないかどうか、お考えをお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 予算編成に携わっておりましたので、私の方からお答えをしたいと思います。

武井議員のおっしゃっている意味は、自律協働のまちづくりのときに当初9万円だったものを、6万円、その次に3万円、0に落としていくと、そういう計画であったと。で、6万円で止まっていたということでございます。そのときの基本的な考え方といたしまして、要するに現金給付なのか、現物給付なのかということが基本的な根底にございまして、その現金を直接お渡しするべきではなくて、その現物給付と申しますのは、要するにその施設、それから制度等をより充実することによって、その現金の給付を減らしていくという基本方針でなっていたと。そのなっていたことに対して、今回、考え方を変えたのかという内容のご質問でよろしいでしょうか。

そのことにつきましては、確かに現物給付ということも非常に大事だとは思いますが、それでも、これも担当課の方から上がってきまして、いわゆる例えばその介護をしている皆さんも、その施設等の充実が非常に現在、その当時と比べても図られていないという現実がございまして、家庭で介護されている皆さんが非常にそういうところでご苦勞をされているという状況が、まったくちょっと改善がされていないという状況がございまして、これで施設等がもっと改善され、施設等がもっと整備されれば、下げるということも考えられますけれども、いまの状況ではやはり介護されている方のところに現金給付を増やすことによって、慰勞の意を示して、少しでも軽減を図りたいということの考え方の中で、今回3万円を上げさせていただいたということで、基本の考え方は変わっているわけではないんですけれども、現

物給付が進んでいない、むしろちょっと現状においては後退しているのではないかと、そういう考え方の中で今回3万円を上げたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） はい、3回になりましたので、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元です。

質問事項は、2点ございます。

まず、予算書のページ46ページ、ご覧になっていただきたいんですが、こちらのところで、タクシー借り上げ料として、本年度予算546万円とあり、昨年より増額されてはいますが、この理由について。これが1点目。

それから2点目として、総務費のしなの鉄道関係経費の中の列車増便事業負担金で850万円とありますが、先ほど町長の招集あいさつの中で、新幹線との増便という接続線の利便性というお話があったんですが、朝夕の通勤通学、こちらの増便だとかについて、具体的なことを質問したいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

まず、タクシーの借り上げ料の増ということでございますけれども、これにつきましては、いままではいわゆる町内ということに限定をしております。その限定してきた理由と申しますのは、町外に行くときには、小諸市に行く場合は電車または小諸市と共同で運行しておりますバス、それから佐久市に行く場合につきましては、佐久市と共同運行しておりますバスで行っていただきたいということで、町内に限定したわけですが、これは例えばの話、通院等をするというときに、例えば面替地区だとか、伍賀地区の皆さんが浅間病院まで行くのにわざわざ御代田まで出てきて、それからバスで行けということは、非常に合理性がない話だろうということでございまして、そういう中におきまして、エリアを町内から町外に拡大をいたしました。ただし、料金、それから負担金等については、同様でございます。

ということで、利用者が増えたと。それによって利用者が増加するというものを計算をいたしまして、52万円増額になっているというものでございます。

それから、あともう1点、しなの鉄道の増便についてということでございますけれども、運行内容につきましては、1日14便ということで、議会の全員協議会のところで内容等についてお話をさせていただきました。それで、一番大きな目的は、新幹線との接続、それから軽井沢小諸間のところの利便性の向上、もろもろの要件について、全員協議会のところで5点ほどご説明したわけですが、今回、この事業につきましては、小諸・軽井沢・御代田の共同事業で実施をするというものでございます。それで、通勤通学についてはどうするんだという話でございますけれども、ちょっと正確なまだ時間帯については、決定しておりません。ただ、その通勤通学の部分のところにつきましては、どうしてもそのJR小海線との接続の関係等がございまして、どうしてもしなの鉄道のダイヤはJRをまず優先といいますか、全国版ですので、JRができて、そここのところはどうするのかということになってきますので、ちょっと具体的にはまだできておりません。ということで、これができるだけ利便性が高いような要望はしておりますけれども、現時点ではどういう形になっていくのかということについては、まだちょっと状況的に見えていない状況でございます。以上です。

○1番（野元三夫君） はい。質問を終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第18 議案第16号 平成22年度御代田町御代田財産区

特別会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第18 議案第16号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の43ページをお願いいたします。

議案第16号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,310万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成22年2月17日同意

御代田財産区管理委員会会長 柳澤忠良

22年の2月17日に管理会の同意をいただいております。

次の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。本年度予算額760万円。土地の貸付料でございます。

項2、財産売り払い収入。1,000円。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。本年度予算額550万円。財政調整基金の繰入金でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。本年度の予算額1,000円でございます。

款 諸収入。項1、雑入。本年度の予算額1,000円でございます。

歳入の合計で、1,310万3,000円でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。本年度予算額1,290万円。主な内容でございますけれども、財産区有地の管理料ということで、50万円×8区で400万円。それから財産区有地の下刈りの委託料ということで、80万円×8区ということで、640万円でございます。

款2、予備費。項1、予備費。予算額で20万3,000円でございます。

歳出合計で、1,310万3,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第17号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第19 議案第17号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の44ページをお願いいたします。

議案第17号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ435万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成22年2月17日同意

小沼地区財産管理委員会委員長 金澤 正

ということで、2月17日の日に同意をいただいております。

第1表歳入歳出予算。歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。本年度の予算額で15万3,000円、財政調整基金の利子等でございます。

項2、財産売り払い収入。1,000円。

款2、繰入金。項1、一般会計繰入金。420万円。この420万円につきましては、下藤塚地区の排水路の整備に伴う財産区有地の用地の売却のためということございまして、塩野の東側のところでいま、昔からの空堀、空堀と言っておりますけれども、ここの地区のいまいわゆる排水路の整備をまちづくり交付金事業で実施しております。この事業で実施しているものにつきまして、小沼財産区の区有地がございまして、この区有地を1,400㎡を3,000円でかけて420万円ということで、一般会計からの繰入という形をとって予算計上をさせていただきました。

それから款3、繰越金。項1、繰越金。本年度の予算額、1,000円でございます。

款4、諸収入。項1、雑入。本年度予算額で1,000円。

歳入合計で435万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。本年度予算額で423万5,000円でございます。林野管理委託料で189万8,000円。財政調整基金の積立金で95万円でございます。

款2、予備費。項1、予備費。予算額で12万1,000円ということで、予備費で全体を調整をさせていただきます。歳出合計で435万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（柳澤 治君） 日程第20 議案第18号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の45ページをお願いいたします。

議案第18号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、ご説明を申し上げます。

本予算案につきましては、歳入歳出総額14億8,014万2,000円で、前年度比6,196万7,000円、4.4%増であります。保険給付費中の療養諸費は5.2%、高額療養費につきましては4.5%の増加を見込んでおります。この予算では、所得の低下に伴う国税収入の減収見込みがありまして、積立準備金から通常より多額な歳入予算を見込まざるを得ない状況でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ14億8,014万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第222条第2項但し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内

でこれらの経費の各項目間の流用。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入であります。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税。本年度予算額、3億8,421万1,000円でございます。これは国保税であります。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。本年度予算額20万円。督促手数料でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。本年度予算額3億2,414万9,000円。療養給付費等国庫負担金等でございます。

それから項2、国庫補助金。8,448万円でございます。普通調整交付金等でございます。

款4、県支出金。項1、県負担金。916万9,000円。これは高額医療費共同事業負担金等であります。

項2、県補助金。7,545万4,000円。これは財政調整交付金等であります。

款5、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。3,446万9,000円でございます。退職者医療給付費交付金等であります。

款6、前期高齢者交付金。項1、同じでございます。今年度予算額が2億3,344万7,000円。これについては支払基金からの交付金でございます。

款7、共同事業交付金。項1、共同事業交付金です。高額療養費と保険財政安定化事業にかかる共同事業の交付金でありまして、本年度予算額は1億6,527万4,000円でございます。

款8、財産収入。項1、財産運用収入でございますが、本年度予算額15万円でございます。これは基金の利子でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金。8,165万4,000円。保険基盤安定のための一般会計からの繰入等でございます。

次の3ページをお願いいたします。

款10、繰越金。項1、繰越金。4,500万円。前年度繰越金でございます。

済みません、1つ落としました。繰入金の中で項2、基金繰入金でございます。本年度予算額4,000万円ということでございます。基金からの繰入でございま

す。それから、いま10はご説明いたしました。

11、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料ということで、100万1,000円でございます。これは延滞金でございます。

項2、受託事業収入でございます。48万円でございます。これは他保険者の特定検診の受託事業費でございます。

項3、雑入。100万4,000円。これは第三者行為による賠償金等ではありません。

歳入合計が14億8,014万2,000円でございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。606万5,000円でございます。これについては、国保の庶務的経費でございます。

それから項2、徴税费。388万4,000円。これは賦課徴収のための経費であります。

項3、運営協議会費。18万円。これについては委員報酬等でございます。

款2、保険給付費。項1、療養諸費。8億3,288万2,000円でございます。一般的療養給付費でございます。

項2、高額療養費。1億106万4,000円でございます。これは一定の額を超える高額療養費に対する給付でございます。

項3、出産育児一時金。1,050万6,000円でございます。出産に対しまして1件当たり42万円負担するものでございます。

項4、葬祭費。60万円。1件当たり3万円でございます。

款3、後期高齢者支援金等。項1、後期高齢者支援金等でございます。2億2,002万1,000円でございます。これは国保からの後期高齢者医療制度への支援金であります。

それから款4、前期高齢者納付金等。項1、同じでございます。53万2,000円。これは負担調整のための納付金であります。

それから款5、老人保険拠出金でございます。項1、老人保険拠出金。417万2,000円。これは国保分の拠出金でございます。

それから款6、介護納付金。項1、介護納付金。7,043万5,000円でございます。これは国保加入者の第2号被保険者分を介護納付金として入ってくるも

のであります。

それから款7、共同事業拠出金。項1、共同事業拠出金でございます。1億6,527万4,000円でございます。高額医療と保険財政安定化のための共同事業からの拠出金であります。

款8、保健事業費。5ページをお願いいたします。項1、特定健康診査等事業費ということで、1,081万6,000円でございます。特定健診の委託料等であります。

それから項2、保健事業費ということで、885万5,000円でございます。これはレセプト点検、人間ドックの補助、保健補導員等に要する経費であります。

款9、基金積立金。項1、基金積立金。15万円でございます。これは基金の利子分の積立でございます。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。1,457万6,000円でございます。これは医療給付費交付金の過年度分の返還金であります。

款11、予備費。項1、予備費。3,013万円でございます。

公債費については本年度は計上はございません。

歳出合計、14億8,014万2,000円という状況であります。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第19号 平成22年度御代田町老人保健医療

特別会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第21 議案第19号 平成22年度御代田町老人保健医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは、議案書の46ページをお願いいたします。

議案第19号 平成22年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について、ご説明をいたします。

ご存じのように、本会計は平成22年度限りで終了をいたします。平成19年度以前の会計処理を目的に、継続されてきたものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ140万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算であります。歳入でございます。

款1、支払基金交付金。項1、支払基金交付金でございます。47万4,000円。医療費の交付金でございます。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。31万4,000円。医療費分にかかる国の負担金であります。

款3、県支出金。項1、県負担金。7万8,000円でございます。これは県の負担分でございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。53万2,000円。これは町の負担分の繰入でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。1,000円でございます。前年度からの繰越でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。予算額2,000円でございます。これは不正利得に対する加算金であります。

それから項2、雑収入。予算額3,000円でございます。これは第三者納付金等でございます。

歳入合計が140万4,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。20万8,000円。これは電算処理委託料等であります。

款2、医療諸費。項1、医療諸費。94万3,000円。医療給付費等ではありません。

款3、諸支出金。項1、償還金。15万円。国庫への償還分の返還金であります。

それから款4、予備費。項1、予備費。10万円でございます。

歳出合計が140万4,000円という内容でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第22 議案第20号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第22 議案第20号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の47ページをお願いいたします。

議案第20号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてをご説明いたします。

本当初予算では、従来一般会計で予算化をしてきておりました包括支援センターの運営費を、補助対象にしていくために、特別会計内で予算化しております。これに伴い、国庫支出金と一般会計繰入金等が増加してございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ9億3,707万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項但し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入であります。

款1、保険料。項1、介護保険料。1億6,618万7,000円。これは第1号被保険者の保険料であります。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。115万3,000円でございます。特定高齢者の介護予防教室等の利用者負担金でございます。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料。1万8,000円でございます。これは督促手数料でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。1億5,791万8,000円でございます。これは介護給付費の在宅の場合で2割、施設の場合では1割5分の国の負担分でございます。

それから項2、国庫補助金。6,572万9,000円ございまして、これにつきましては、介護給付費に対する補助と地域支援事業に対する補助でございます。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金で、2億6,725万6,000

円でございます。これは、40歳から64歳までの2号被保険者の保険料分でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。1億2,677万8,000円でございます。これは介護給付費の在宅で0.125、それから施設分が0.175の係数をかけた数字でございます。

それから項2、県補助金。422万1,000円でございます。これは地域支援事業に対する補助でございます。

それから款7、財産収入。項1、財産運用収入。6万円でございます。これは基金の利子でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金で1億3,237万8,000円でございます。これは地域包括の補助残分等の繰入と、介護給付費の町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

それから項2、基金繰入金。225万3,000円でございます。これは介護従事者処遇改善特例基金からの繰入でございます。

款9、繰越金。3ページをお願いいたします。項1、繰越金でございます。これは1,000万円で、前年度の繰越金であります。

款10、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料ということで、1,000円。これは延滞金であります。

それから項2、サービス収入ということで、312万円。これは介護予防プラン作成による収入であります。

それから項3、雑入でございます。これは3,000円。これは第三者納付金等でございます。

歳入合計が9億3,707万5,000円とするものであります。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務費。1,458万9,000円でございます。これは電算処理委託料、それから広域の認定審査会の負担金等であります。

款2、保険給付費。項1、保険給付費。8億7,605万円。これは各種介護サービス給付費であります。

それから款3、地域支援事業費。項1、介護予防事業費。1,601万4,000円でございます。これは一般あるいは特定高齢者施策の事業費であります。

それから項2、包括的支援事業任意事業費ということで、1,857万円でございます。地域包括支援センター関係経費が主なものでございます。

款4、基金積立金。項1、基金積立金。6万円でございます。利子分の積立でございます。

款5、諸支出金。項1、諸支出金。2万1,000円でございます。保険料の過年度還付金等であります。

款6、生活介護支援サポーター養成事業経費ということで、項1、生活介護支援サポーター養成事業費ということで40万円でございます。

それから款7、予備費。項1、予備費でございますが1,137万1,000円。

歳出合計で9億3,707万5,000円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

まことに単純な質問で恐縮に存ずるわけでございますけれども、繰越金、本年度1,000万円。補正予算を見せていただきますと、1,057万円しかないですよ。予備費、ほかにこれ補正予算で予備費を充当させているものはあるかないか、1,000万円の繰越金を歳入に見込んで大丈夫かどうか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 土屋和明保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） 特に流用しているものはございませんので、見込んで大丈夫かと思えます。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 4 8 ページをお願いいたします。

議案第 2 1 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、ご説明をいたします。

本予算案では、所得割の減少と軽減策の継続により、保険料が減少し、一般会計からの保険基盤安定繰入金が増加しているというような状況であります。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 2 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 9, 5 5 2 万 3, 0 0 0 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算。歳入。

款 1、後期高齢者医療保険料。項 1、後期高齢者医療保険料。6, 8 3 6 万 9, 0 0 0 円。これは保険料でございます。

それから款 2、使用料及び手数料。項 1、手数料。4 万円。これは督促手数料等であります。

款 3、繰入金。項 1、一般会計繰入金。2, 6 0 1 万 6, 0 0 0 円。これは事務費と基盤安定繰入金等であります。

それから款 4、繰越金。項 1、繰越金。1, 0 0 0 円。これは前年度繰越金であ

ります。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。5,000円でございます、これは延滞金でございます。

それから項2、償還金及び還付加算金。これは2,000円ということで、項目取りをしてございます。

それから項3、雑入。109万円ということで、健診事業の広域連合支出金等でございます。

歳入合計が9,552万3,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。156万6,000円でございます。これは電算処理委託料、リース料等であります。

それから項2、招集費。48万6,000円でございます、これは主に郵送料等であります。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。9,144万9,000円。これは保険料を広域連合に納付するものであります。

款3、保健事業費。項1、健診事業費。110万円。これは健診委託料でございます。

項2、保健事業費。90万円。これは人間ドック補助金でございます。

款4、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。2万1,000円でございます、過年度還付金等であります。

款5、予備費。項1、予備費。1,000円でございます。

歳出合計、9,552万3,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第24 議案第22号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付

事業特別会計予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第24 議案第22号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の49ページをお開き願いたいと思います。

議案第22号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成22年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,597万5,000円と定める。

次のページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1、県支出金。項1、県補助金。25万円でございます。これは事業費に対する県の補助金でございます。

それから款2、繰入金。項1、一般会計繰入金。887万9,000円で、比較で128万5,000円の減となっております。償還金に対する一般会計からの繰入ということでございます。

それから繰越金。前年度よりの繰越金でございます。1,000円でございます。

それから諸収入。貸付金元利収入684万4,000円。現年分の回収3件、宅地20件、新築18件と未償還分の収入見込額ということでございます。

それから延滞金、加算金及び過料で1,000円。

歳入合計1,597万5,000円で227万7,000円の減となっております。

す。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、土木費。項1、住宅費。35万円で、これは事務的経費でございます。

款2の公債費でございますが、1,562万5,000円。比較で222万7,000円の減となっておりますが、借入金の元利償還金ということでございまして、歳出合計1,597万5,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番 武井であります。

この議案につきましては、当委員会に付託になることでございますから、細かい点につきましては、委員会の中で十分審査をさせていただきたいと思っております。

ここで質疑をさせていただくのは、茂木町長、議員当時以来からこの住宅新築資金特別会計について延滞金の関係、一般会計からの繰入の問題等々を十何年間、あるいは議員生命をかけて、ずっとこの問題をやってきたわけでありまして。にもかかわらず、町長は同和対策事業は完全廃止、パーフェクトに終わりましたと住民の前でせいせいと申されているわけでございます。この住宅新築資金特別会計こそ、同和差別問題、大変なことをしてしまったという反省の中から、国・県制度で住宅新築資金制度が創設されたものと私は理解をしているわけでありまして。

町長は、完全に廃止ということでございますが、また22年度もこの新築事業の特別会計予算が編成をされて、議会に提出をされました。この終止符をどういうふうに町長は打とうとしているのか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

同和対策事業につきましては、すべて終了したと。これ以上新しい事業は何も行わないということですが、歴史的な事業の経過としては、2つの問題が残っ

ております。1つは、厚生住宅の問題です。そしてもう1つは、この住宅新築資金の問題です。この住宅新築資金の問題については、滞納者を訪問したりしていますけれども、現在、私も回ってみたところ、やはり高齢化が進んでいること、それからやはりいまの不況のもとで収入が不安定であったり、また職を失っていたりとか、そうした非常に経済的な大きな問題がある中で、月々5,000円であるとかというような支出をいただいております。

この問題に取り組んで、議員時代にわからなかったことが幾つかあります。それは、例えばこの住宅新築資金を借りるときに、その運動団体の関係者からこのお金については返さなくてもいい資金だというふうに言われたという証言があったり、それからこの住宅新築資金の問題については、例えば差押えをしようとしたら、差し押さえる物件が初めからないと。つまり、住宅新築資金を借りて、本来であれば、土地あるいは住宅を購入しなければなりませんけれども、しかし、そもそも購入もしていないと。したがって差押えもできない、こういう実態があります。それから、税金などとは違って、この問題は例えば預金調査でありますとか、そうした調査ができません。ですから、例えば税金であれば、これを財産の調査、こういうものを作って、例えば預金を差し押さえるとか、そういうことは可能ですけれども、この場合の貸付事業でありますので、こうしたことができないと。それから、それぞれの物件を例えば差押えをするという場合にも、差押えはできますけれども、しかし、もう既に長い時間が経っていて、その差し押さえてそれだけのものを回収するという価値といいますか、がなくなっているのと、その差押えに際して非常な作業といういろいろなことが必要になるということからいって、差押えの作業というものも現在、手が見つからないという状況にあります。したがって、この問題については、そうした解決しようと思っても、そのそもそもの出発点から、もう重大な、あつてはならない問題があったというところからの解決ですので、私としては、いずれにしても、可能な限り納めていただくと。ま、全体としては圧倒的多数の方は完納、納めていただいているわけです。残された滞納者をどうするかについては、既にもう行方不明になっている、その他どうしようもならない事態も発生していますので、できるだけ訪問して納めていただくようお願いしていくと、こういう状況にあります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○ 9 番（武井 武君） 町長もやっとわかっていただけたかと。だから、同和対策事業は、パーフェクトじゃないんですよね。いま申されたとおり、厚生住宅とこの問題がありますよと。町長もきちんと自負をしているわけなんです。議員当時も、突っ込みましたけれども、一般質問あるいは質疑等で一生懸命やりましたけれども、当時の課長、当時の担当者等々からの答弁も上の空でお聞きになり、自分は同じことを何回も何回も、何十年となく繰り返していたけれども、その実態をわかろうとしなかったと、町長は。ですから、この住宅新築資金の問題については、町長の時代で議員当時あれだけのことを言って、ことを発言をし、一般質問をしてまいったわけですから、それでしかも同和対策事業は完全廃止ということですから、私はこの住宅新築資金の特別会計たるものは、この任期中に完全に終わるものかなと期待をしておりましたが、いまの答弁のとおりでありますので、住宅新築資金の返済がスムーズに行くよう希望を申し上げまして、終わります。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 武井議員がおっしゃっていることは、全く的外れなご意見だと思います。仮に、この同和対策事業、またこの住宅新築資金の貸付事業というものが法律その他に基づいてまともに実施をされてきていけば、解決する方法はあります。例えば、この住宅新築資金の貸付事業の際に、その契約書というものがありますけれども、そこにいわゆる連帯保証人というものが載っていますが、しかし実際にはそれぞれ交互に連帯保証人をし合っているとか、そういう実態があります。ですから、もしこの事業がそうした法律に基づいて、例えば連帯保証人が明確な連帯保証の責任を負うものであったり、それから先ほど言いましたように、この資金によって土地や建物がきちんと購入されていたり、だから、法律に基づいて、また条例や契約書に基づいて、正確にやられていけば、解決する方法がありますけれども、しかし、この事業はそうではなくて、それから外れて、デタラメをやってきたということなんです。ですから、その点をいかにそのデタラメの歴史を引きずってきたものを解決するというものには、やはり簡単にはいかない。それに私としては立ち向かっているということで、武井議員から当時総務課長その他いろいろやられた方で、いろいろ知っている方から、私はそれは言われる筋合いではないと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○ 9 番（武井 武君） 挑戦じみたことを申されたわけでございます。それは確かにそのとおりでございまして、町長というものは自治法に基づいて町長が言う法律を順守して、法律に基づいて、だれが前町長であろうと、だれが何であろうと、現町長にそれは引き継いで、解決をする責任があるんですよ。これは人がやったものだから結構です、これはあなたがやったことだから結構です、私は一切知りません、こういう問題じゃないんです、町長。これはもう自分が町長になった以上は、どなた様が執行しようと、何をしようと、いま町長はそれはおかしいとつづいた町長でございますから、きちんとそれは、自分で引き継いだ以上は解決をするのが当然なんです。希望を申し上げて終わります。

○ 議長（柳澤 治君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―― 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度御代田町簡易水道事業

特別会計予算案について――

○ 議長（柳澤 治君） 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○ 建設課長（笠井吉一君） 議案書の 5 0 ページをお願いいたします。

議案第 2 3 号 平成 2 2 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

平成 2 2 年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 8, 3 9 5 万 6, 0 0 0 円と定める。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。509 万 5,000 円。これは新規加入金等でございます。

それから使用料及び手数料。1 で使用料。7,111 万 3,000 円。これは水道の使用料でございますが、有収水量を 35 万トンと見込んでの数字になってございます。

それから手数料。62 万円。これは閉開栓手数料等でございます。

それから款 3、財産収入。項 1、財産運用収入。45 万円で、これは基金の積立利子でございます。

それから款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。282 万 4,000 円で、小沼簡水との案分経費を繰り入れるものでございます。

それから基金繰入金。380 万円。今年から台帳、水道台帳のデジタル化への作業を委託していくということでございまして、これに伴う基金からの繰入ということでございます。

それから繰越金、1,000 円でございます。

諸収入。延滞金、加算金及び過料で 5 万 1,000 円。雑入で 2,000 円。

歳入合計、8,395 万 6,000 円で、比較、430 万 9,000 円の増となっております。

それから次ページ、歳出でございます。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。4,250 万 2,000 円でございますが、主には浅麓水道からの受水費、それから起債の償還、消費税の納税ということでございます。

それから施設管理費。1,028 万 3,000 円。修繕費と水質検査費用、それから先ほど申し上げました台帳のデジタル化への委託ということでございます。

それから建設改良費で、建設改良事業費、315 万 8,000 円。緊急にいま発生した排水管工事等を予定をしてございます。

それから繰出金。他会計繰出金で 2,033 万 4,000 円。小沼簡水への繰出ということでございます。

それから諸支出金で、基金費、これは 45 万円でございますが、利子分について積み立てるということでございます。

それから予備費。722万9,000円。

歳出合計、8,395万6,000円。比較で、430万9,000円の増でございます。

以上でございます。22年度特徴的な事業といたしましては、水道台帳のデジタル化に着手をしていきたいということでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 2時58分）

（休 憩）

（午後 3時11分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――日程第26 議案第24号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第26 議案第24号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

平成22年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1億2,243万9,000円と定める。

2ページをお願いいたします。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。577万7,000円で、これは新規加入金等でございます。

それから2の使用料及び手数料。1の使用料。8,759万6,000円。有収水量を43万トンと見込んでの数字となっております。これは減額になっているんですが、最近、新規の加入はそこそこあるんですが、時代を反映して節水傾向が強いということで、有収水量が落ちる傾向にございまして、そのような見込みということにしております。

それから手数料。94万円。閉開栓手数料でございます。

それから款3、財産収入。項1、財産運用収入。72万円で、基金の積立利子でございます。

それから4、繰入金。1の他会計繰入金。2,225万2,000円。御代田簡水からの案分の繰入ということでございます。

それから基金繰入金で500万円。これも御代田簡水同様、台帳のデジタル化作業委託に伴う基金からの繰入ということでございます。

それから繰越金。1,000円でございます。

諸収入。延滞金、加算金及び過料。15万1,000円。雑入で2,000円。

歳入合計、1億2,243万9,000円で、1,229万7,000円の増となっております。

それから3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。8,040万5,000円。1,682万5,000円の増となっておりますが、主には起債の償還、消費税、光熱費、人件費で、水道、下水道の方が終結を迎えてくるという状況の中で、人件費を若干多めということになってきてございます。

それから項2の施設管理費。1,734万6,000円。これは修繕費、それか

ら水質検査費用、それから台帳のデジタル化の委託ということでございます。

それから建設改良費。建設改良事業費で1,589万3,000円。1,273万5,000円の増となっておりますが、本年度は長坂第一配水池の遠方監視システムを構築していきたいということでございまして、年に1カ所ずつぐらい、この遠方監視装置をつけているという状況でございます。

それから繰出金で、他会計繰出金。169万1,000円。御代田簡水への繰出でございます。

それから諸支出金。基金費で75万円。利子分の積立ということでございます。

それから予備費でございまして、635万4,000円。

歳出合計、1億2,243万9,000円。1,229万7,000円の増となっておりますが、22年度の特徴としましては、御代田簡水同様、台帳のデジタル化への着手、それから配水池の遠方監視システム1カ所を構築を行いたいということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第27 議案第25号 平成22年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第27 議案第25号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書の52ページをお願いいたします。

議案第25号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、

ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成22年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ8億6,247万3,000円と定める。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1で分担金及び負担金。項1の負担金。5,291万7,000円で、2,299万円の減額となつてございまして、これにつきましては、受益者負担金でございます。分割、一括合わせて554件ということで見込ませていただいております。大きな減額となつてございますが、管渠工事が終了してくるということで、新規分がもうなくなってくるということでございまして、減額になってきております。

それから使用料及び手数料。使用料でございまして2億3,777万9,000円。有収水量の見込みを105万トンというふうに見てございます。これも945万6,000円の減額となつてございまして、節水傾向ということで、減額の状況、これは企業の方もやはりかなり節水ということになってきてございまして、どうしても減ってくるという状況に出てきております。

それから手数料。主に督促手数料で18万円でございます。

それから国庫支出金。国庫補助金で1億4,410万円。これは前年度より2カ年で実施をしております。処理場の増設工事の補助金でございまして、補助率は10分の5.5ということでございます。

それから繰入金。他会計繰入金。2億2,259万3,000円。一般会計からの繰入ということで、5,000万円ほど減となっておりますが、公債費等が減ってきているということでございます。

それから繰越金。繰越金で100万円。これは前年度よりの繰越金を計上させていただきます。

それから諸収入。延滞金、加算金及び過料。40万1,000円。

それから雑入。3,000円。

それから町債でございますが、処理場の増設工事に対する起債ということで、2億350万円。

歳入合計で8億6,247万3,000円でございます。

それから次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。4億2,356万5,000円。これは主に処理場の増設工事でございます。

それから公債費でございますが、2億3,690万8,000円。これは起債の償還でございまして、7,200万6,000円減額となっておりますが、先ほど来より企画財政課長の方からも説明がございまして、いま繰上償還等によって減額となってきております。

それから予備費で200万円。

歳出合計、8億6,247万3,000円でございますが、4,068万6,000円の減額ということでございます。

なお、平成2年度より進めてまいりました管渠の整備、これにつきましては、平成21年度をもちましてひとまず終了といたしまして、22年度からは管渠工事は特別な事情がない限り行っていかないということになってございます。

それから、次のページで、地方債でございます。

起債の目的、公共下水道事業。限度額で1億1,750万円。それから資本費平準化債、これが8,600万円で、合計2億350万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては以下のとおりでございます。

以上、22年度は昨年度より実施をしております処理場の増設の完成と、それから適正な維持管理に努めていくということでございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第28 議案第26号 平成22年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第28 議案第26号 平成22年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書53ページをお願いいたします。

議案第26号 平成22年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成22年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ3,014万7,000円と定める。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。18万5,000円。これは維持工事等にかかわる地元負担金ということでお願いをしている部分でございます。工事費等の7%をいただいているということでございます。

それから使用料及び手数料。1の使用料でございます。945万円で、これは153戸、有収水量を4万5,000トンと見込んでございます。

それから手数料。督促手数料でございます。1,000円。

それから繰入金。他会計繰入金。2,050万9,000円でございます。一般会計からの繰入でございます。

それから繰越金。1,000円。

諸収入で、延滞金、加算金及び過料で1,000円でございます。

歳入合計、3,014万7,000円でございます。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、農林水産業費。項 1、農地費。1, 231万4, 000円。主に施設の維持管理費ということでございます。

それから公債費でございます、1, 698万3, 000円。起債の償還でございます。

それから予備費。85万円で、歳出合計、3, 014万7, 000円。140万8, 000円の増となっております。

22年度特に新たな事業はございません。適正な維持管理に努めてまいるということでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第29 議案第27号 平成22年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第29 議案第27号 平成22年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書54ページをお願いいたします。

議案第27号 平成22年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,215万7,000円と定める。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。545万5,000円。これは合併処理浄化槽100基分の使用料ということでございます。

それから手数料。督促手数料で1,000円でございます。

繰入金。他会計繰入金で、669万9,000円。一般会計からの繰入でございます。

繰越金、1,000円。

諸収入で延滞金、加算金で1,000円でございます。

歳入合計、1,215万7,000円でございます。

それから歳出でございます。

款1、衛生費。項1、清掃費。581万8,000円。浄化槽の維持管理経費でございます。

それから公債費。起債の償還でございまして、593万9,000円。

それから予備費。40万円で、歳出合計、1,215万7,000円でございます。この特別会計につきましても、新たな工事等はございません。適正な維持管理に努めるということでございます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第30 議案第28号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第30 議案第28号 平成21年度御代田町一般会計補正

予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは議案書の55ページをお願いいたします。

議案第28号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の一般会計補正(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ2億1,971万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ74億5,170万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、第3表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。この補正予算につきましては、資料番号3をお出しいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

概要についてご説明申し上げます。まず歳入ですけれども、款1の町税。項1、町税。補正額1,500万円。個人町民税の現年度分ということで、1,500万円の増額の補正でございます。

12の分担金及び負担金。項1の負担金。補正額282万5,000円でございます。これは畑総の事業の負担金で280万円でございます。

13の使用料及び手数料。項1の使用料。補正額278万円の減額でございます。町営住宅の使用料の減で260万円でございます。

続きまして、14の国庫支出金。2の国庫補助金。補正額2億6,547万円。

内容ですけれども、地域活性化公共投資交付金。これが2億2,030万8,000円の増額の補正でございます。それから中学校の建設事業補助金、5,903万6,000円の増額でございます。この地域活性化公共投資臨時交付金ということございまして、これにつきましては、充当されている事業が既に実施されている予算計上されている事業の起債及び一般財源等の分について充当ができると、そういうものでございまして、充当されている主なものが南・北小学校の太陽光発電設備、それからあと南・北小学校の耐震補強工事、それから中学校の建設工事、それから先ほど補正、いわゆる専決補正をさせていただきましたけれども、中学校の共同調理場の建設工事、それから農山漁村の活性化対策整備交付金ということで、雪窓湖の溜め池工事ということになっておりますけれども、これらの一般財源、または起債にこの額を充当をさせていただいてあると。申請はそういう形でさせていただいてあります。それから中学校の建設事業の補助金。これは5,900万円ほど増額になっているんですけれども、これにつきましても、入札で下がったのに何でこれ増えているんだという疑問もあるかと思うんですけれども、いわゆる補助単価というのがありまして、その単価自体が増額されているということで、増えているというふうにご理解をさせていただきたいと思います。

続きまして16の財産収入。項1の財産運用収入。補正額で717万円の増額でございます。財政調整基金の利子の増等でございます。

それから18の繰入金。項2の基金繰入金。補正額で1億954万3,000円の減でございます。これは中学校の建て替え基金の繰入金1億954万3,000円ということで、先ほどの臨時交付金、公共投資臨時交付金、それから入札等で落ちたということの中で、繰入金が減になっているというものでございます。

続きまして款20の諸収入。項3の貸付金元利収入。補正額で191万9,000円の増でございます。これは奨学金の返還金でございます。

次のページをお願いいたします。款20の諸収入。項4の雑入。補正額170万6,000円でございます。主な内容で、市町村振興宝くじの交付金138万1,000円の増でございます。

款21、町債。それから項1、町債。補正額で4億220万円の減額でございます。これにつきましては、中学校建設事業債で3億3,470万円。それから、まちづくり交付金事業債で6,450万円等ございまして、中学校建設事業につき

ましては、先ほどご説明した内容等によりまして、減額をさせていただきました。

続きまして歳出、3ページをお願いいたします。

款1、議会費。項1、議会費。補正額で、343万6,000円の減額でございます。議員の期末手当の人勧で減ということで、266万7,000円の減でございます。

款2の総務費。項1の総務管理費。補正額で1,019万6,000円の減額でございます。主なもので、一般職員の人件費、これも人勧で減ということでございまして、これが313万円の減でございます。

続きまして款3、民生費。項1、社会福祉費。補正額で166万4,000円の減額でございます。介護保険特別会計の繰出金234万4,000円の減等でございます。

それから、項2、児童福祉費で、補正額で44万7,000円です。子ども手当システム改修業務221万6,000円ということで、今回、補正をさせていただきます、来年度から始まります民主党の目玉政策の、子ども手当のシステムの改修の業務でございます。

続きまして、款4、衛生費。項1、保健衛生費。補正額で454万3,000円の減額でございます。

妊婦乳児健康診査委託料で191万円の減でございます。

項2、清掃費。377万2,000円の減でございます。浅麓環境施設組合の負担金、最終的な調整によりまして、額が確定いたしまして、89万8,000円の減ということでございます。

款6、農林水産費。項2、農地費で、補正額297万円の増額でございます。主な内容で、県営の畑地総合整備事業の負担金で、475万円の増額でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。

款7、商工費。項1、商工費。補正額451万1,000円。工業振興奨励補助、486万9,000円の増額でございます。これにつきましては、申請を出していただいたところ、ミネベア等で増額があったということで増えております。

続きまして款8、土木費。項4、都市計画費。補正額3,221万2,000円の減額でございます。下水道特別会計への繰出金、2,953万円の減でございます。

それから款9、消防費。項1、消防費。補正額で643万6,000円の減でございます。主なもので佐久広域連合への負担金、569万7,000円の減でございます。

款10、教育費。項1、教育総務費。補正額で2億5,820万2,000円の減でございます。中学校の建設工事、2億5,512万9,000円の減ということで、入札等によります減額でございます。

続きまして、項2の小学校費。補正額932万6,000円の減額です。主なものといたしまして、太陽光発電設置事業で628万9,000円。入札等の差金でございます。

項5、保健体育費。補正額187万2,000円の減額でございます。社会体育施設利用促進工事187万2,000円ということで、テニスコート等の入札等によります減額でございます。

款14の予備費で、項1の予備費。補正額で1億643万1,000円の増で、合計で2億435万1,000円ということになります。

トータルで、補正前の額が75億7,141万8,000円。補正額で2億1,971万円の減、計で74億5,170万8,000円ということでございます。

申しわけございませんけれども、もう一度予算書の今回は7ページをお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

第2表繰越明許費補正。追加ということございまして、まず款3、民生費。項2、児童福祉費。事業名、子ども手当支給事業。221万6,000円ということで、先ほど補正をさせていただきましたけれども、これをそっくりシステムの改修費について繰越をさせていただきたいというものでございます。

それから、款4の衛生費。項1の保健衛生費。事業名、予防接種事業。525万円でございますけれども、新型インフルエンザでございまして、国の方の指導で、新型インフルエンザについて繰越をしておきなさいという指導があったということでございますので、これを繰越させていただきます。

それから款6、農林水産業費。項1、林業費。事業名、林道維持補修工事。250万円。内容ですけれども、きめ細かな臨時交付金で、林道森泉山線でございます。

それから款8の土木費。項2の道路橋梁費。事業名で町道維持補修工事。2,921

万5,000円でございます。これもきめ細かな臨時交付金で、8路線でございます。

それから事業名でまちづくり交付金事業ということで、この交付金事業につきまして設計で2、それから工事で1件、それから土地購入で2件、それから補償で2件ということで、全体で7,149万3,000円の繰越をお願いするものです。

それから款9、消防費。項1、消防費。全国瞬時警報システム整備工事、307万円というものでございまして、これも過日補正をさせていただいたわけですが、この北朝鮮関係とか、いろいろな関係のことがございまして、消防技術等の変更や、もろもろの要件等で、国の方で正確な設計がまとまらないということで、この事業も国が要因で、繰越をさせていただきたいというものでございます。

それから款10、教育費。それから款5、社会体育費。事業名、町民広場防球フェンス設置工事、798万円。それから町民広場芝生化工事（第2工区）795万9,000円。これにつきましても、きめ細かな臨時交付金ですが、繰越をさせていただきたいというものでございます。

続きまして第3表の地方債の補正でございます。

まちづくり交付金事業で、補正前の額4億690万円。これが6,450万円の減ということで、補正後の額で3億4,240万円。それから小学校の耐震補強事業で840万円であったものが、120万円の減額で720万円。それから中学校の建設事業、補正前で8億2,730万円。3億3,470万円の減で、4億9,260万円。それから地域活性化事業、補正前で2,270万円。180万円の減で、2,090万円ということでございまして、起債の方法、それから利率、それから償還方法等につきましては、補正前と補正後は同じでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第31 議案第29号 平成21年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第31 議案第29号 平成21年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の56ページをお願いいたします。

議案第29号 平成21年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,405万1,000円とする。

平成22年2月17日同意

御代田財産区管理会会長 柳澤忠良

2月17日の日に同意をいただいております。

続きまして2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。補正額で90万円でございます。これは財政調整基金の積立金の利子でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。補正額で90万円。財政調整基金の積立金でございまして、利子を財政調整基金に積み立てたという内容でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第32 議案第30号 平成21年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算案について――

○議長(柳澤 治君) 日程第32 議案第30号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の57ページをお願いいたします。

議案第30号 平成21年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、説明をいたします。

今回の補正は、主に国庫負担金、共同事業交付金等の確定によるものでございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ2,593万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ14億9,175万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から1,652万6,000円を減額するものです。確定による減でございます。

款4、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。1,000万円の増額でご

ございます。これは退職国保への適正化により、交付金の増額が見込めるための増でございます。

款 8、共同事業交付金。項 1、共同事業交付金。既定額から 1, 9 6 7 万円を減ずるものでございまして、交付金の確定による減であります。

款 9、財産収入。項 1、財産運用収入。既定額に 2 5 万 9, 0 0 0 円を増額するものでございます。基金の利子の確定による増でございます。

歳入合計でございますが、既定額から 2, 5 9 3 万 7, 0 0 0 円を減じまして、1 4 億 9, 1 7 5 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。既定額に 5 万 8, 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。これは窓あき封筒の印刷代でございます。

款 2、保険給付費。項 1、療養給付費。既定額から 1, 5 0 0 万円を減ずるものでございます。

項 2、高額療養費。既定額から 3 0 1 万 6, 0 0 0 円を減ずるものでございまして、この 2 つについては、ここまでの実績による減少見込みでございます。

款 3、後期高齢者支援金等。項 1、後期高齢者支援金等。これと、それから介護納付金、款 6 の介護納付金、項 1 の介護納付金につきましては、財源変更でございます。

それから款 7、共同事業拠出金。項 1、共同事業拠出金。既定額から 1, 9 6 7 万円を減ずるもので、確定による減であります。

款 8、保健事業。項 2、保健事業費。8 0 万円の増額をお願いするものでございまして、人間ドック受診者増によるものでございます。

それから款 9、基金積立金。項 1、基金積立金。3 0 万円を増額補正するものでございまして、利子分を積み立てるものでございます。

款 1 1、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。補正額、1 5 8 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。これは還付金の増額ということでございます。

款 1 2、予備費。項 1、予備費。既定額に 9 0 0 万 4, 0 0 0 円を増額するもので、歳出合計、既定額から 2, 5 9 3 万 7, 0 0 0 円を減じ、1 4 億 9, 1 7 5 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 5 8 ページをお願いいたします。

議案第 3 1 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助等がおおむね確定してきたことにより、補正を行うものでございます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 1 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 1 4 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 9 億 1 , 5 5 1 万 4 , 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。既定額から 10 万 8,000 円を減ずるもので、利用実績見込みの減による減額でございます。

款 4、国庫支出金。項 2、国庫補助金。既定額に 105 万円を増額するものでございまして、包括支援事業実績による増加でございます。

款 5、支払基金交付金。項 1、支払基金交付金。既定額から 48 万 7,000 円を減ずるものでございまして、特定高齢者の利用実績が少なかったために、減少させるものでございます。

款 6、県支出金。項 3、県補助金。31 万円を増額をお願いするもので、国庫と同じく包括支援費の実績増によるものです。

款 7、財産収入。項 1、財産運用収入。既定額に 3 万円を増額です。これは基金利子でございます。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額から 234 万 4,000 円を減ずるもので、地域支援事業、限度額が増になったことによりまして、補助金額が大きくなって、一般会計からの繰入を減らすものでございます。

項 2、基金繰入金。既定額に 14 万 9,000 円を増額するもので、介護従事者等処遇改善特例基金の繰入額の確定による増でございます。

歳入合計が、既定額から 140 万円を減額して、9 億 1,551 万 4,000 円とするものです。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費、款 2、保険給付費については、財源変更、組みかえ等で、総額に変更はございません。

款 4、地域支援事業費。項 1、介護予防事業費。既定額から 112 万 7,000 円を減ずるものでございます。これは生活機能評価受診者が少なかったために、余剰金を減ずるものでございます。

それから項 2、包括的支援事業任意事業で 14 万 5,000 円を増額でございます。これは昨年度、新規に採用した職員の職歴加算に誤りがありまして、これを修正するものでございます。

それから款 5、基金積立金。項 1、基金積立金。既定額に 3 万 9,000 円を増額するものです。これは基金利子分を積み立てるための予算であります。

款 8、予備費。項 1、予備費。既定額から 28 万 7,000 円を減ずるものです。

款 9、生活介護支援サポーター養成事業費。項 1、生活介護支援サポーター養成事業費。これは既定額から 17 万円を減ずるもので、事業費の確定によります。

歳出合計で、既定額から 140 万円を減じて、9 億 1,551 万 4,000 円とするものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案の上程中ではありますが、会議規則第 9 条 2 項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 34 議案第 32 号 平成 21 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 34 議案第 32 号 平成 21 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 59 ページをお願いいたします。

議案第 32 号 平成 21 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険料の収入見込みが増となるために、広域連合納付金を同額増額するものであります。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 21 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,288万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款1、後期高齢者医療保険料。項1、後期高齢者医療保険料。既定額に130万円を増額するものでございます。

歳入合計が、130万円を増額して9,288万5,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、後期高齢者医療広域連合納付金。既定額に130万円を増額し、8,728万8,000円とするものです。

歳出合計、既定額に130万円を増額し、9,288万5,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第35 議案第33号 平成21年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第35 議案第33号 平成21年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書60ページをお願いいたします。

議案第33号 平成21年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ165万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,520万7,000円とする。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項2、手数料。7万8,000円の増額でございます。これは、アパート等が多くなってきているために、閉開栓の手数料が非常に増えてきているということで、人の出入りが多いということでございますが、そんな関係で増額とさせていただきました。

それから、分担金及び負担金。負担金でございますが、197万5,000円の減額でございます。これは、アパート等で出入りは多いんですが、新規の加入が減ってきているということで、減額をさせていただいております。

それから財産収入。財産運用収入。預金利子の確定によるものでございまして、16万9,000円の増額でございます。

それから諸収入。雑入でございます。消費税の還付によりまして、7万1,000円お願いするものでございます。

それから次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。400万円の減額をお願いするものでございまして、消費税の確定による不用額ということでございます。

それから施設管理費でございまして、これは財源変更でございます。

それから建設改良費、建設改良事業費。550万円の減でございまして、予定した工事の確定による減額をお願いするものでございます。

それから諸支出金で、基金費。基金への積立を行うもので、800万円をお願いするものでございます。

それから予備費は15万7,000円を減額させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第36 議案第34号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第36 議案第34号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書61ページをお開き願いたいと思います。

議案第34号 平成21年度御代田町小沼簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の小沼簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ74万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億3,411万9,000円とする。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項2、手数料。13万円の増額でございます。これも御代田簡水同様、閉開栓の増によるものでございます。

それから分担金及び負担金。負担金で2万6,000円の減。こちらにつきまし

ては、多少新規加入があったと。増えたということでございます。

それから財産収入。財産運用収入。預金利子の確定によるものでございまして、59万2,000円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。215万6,000円の減額をお願いするものでございまして、光熱水費の不用減ということでございます。

それから施設管理費、これは財源変更のみでございます。

建設改良費。建設改良事業費で630万円の減でございます。これは予定工事の確定による減額ということでございます。

それから諸支出金で、基金費。基金への積立920万円をお願いするものでございます。

それから予備費、4,000円ということでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第37 議案第35号 平成21年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第37 議案第35号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは62ページをお願いいたします。

議案第35号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成21年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ4,431万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億8,337万1,000円とする。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、第2表地方債補正による。

次のページをお願いいたします。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。319万2,000円の減額でございます。収納見込みによる減ということでございます。

それから使用料及び手数料。使用料で、1,043万9,000円の減額でございます。企業・個人ともに節水傾向にあるということ、有収水量の減によるものでございます。

それから国庫支出金。国庫補助金。95万円の減額でございます。事業費の確定による減ということでございます。

それから繰入金。他会計繰入金。一般会計からの繰入でございますが、2,953万円減額するものでございます。

それから町債。これは事業確定によりまして20万円の減額ということでございます。

それから歳出でございますが、款1、土木費。項1、都市計画費。454万3,000円の減額でございます。事業確定による減等をお願いするものでございます。

それから公債費でございますが、3,976万8,000円の減額でございます。繰上償還等によって減額になってきているというものでございます。

それから次のページ、地方債の補正でございます。公共下水道事業で限度額、補正前1億4,380万円。これを事業の確定によりまして限度額を1億4,360万円とするということでございます。起債の方法、利率、償還方法等につきましては、従前と変わりございません。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第38 議案第36号 平成21年度御代田町農業集落排水事業

特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第38 議案第36号 平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書63ページをお願いいたします。

議案第36号 平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成21年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ2,794万9,000円とする。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。

繰入金。他会計繰入金で100万円の減額でございます。事業費の減に伴って、一般会計からの繰入を減じるというものでございます。

次、お願いいたします。歳出。

款1、農林水産業費。項1、農地費。補正額100万円の減額でございます、

工事費等事業確定による減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第 39 平成 22 年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 39 平成 22 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 64 ページをお願いいたします。

平成 22 年度御代田町土地開発公社事業計画及び事業の報告について。

平成 22 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、平成 22 年 2 月 16 日御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項により、別紙のとおり報告をいたします。

次のページをお願いいたします。

土地開発公社の理事会の議案の第 3 号でございます。

次のページをお願いいたします。

平成 22 年度御代田町土地開発公社事業計画。

平成 22 年度御代田町土地開発公社の事業計画を、次のとおりとする。

1 用地の売却計画。

(1) 用地名	代替用地借宿小諸線
売却予定面積	407.79㎡
売却予定金額	2,008万3,630円

この用地につきましては、小田井の信号がございまして、旧道の方の信号がございまして、やまいしさんがありますけれども、その隣の土地でございまして。

次の67ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町土地開発公社予算（総則）

第1条 平成22年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。
（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入。第1款、事業収益。2,008万4,000円。第1項、公有地取得事業収益。2,008万3,000円。第4項、附帯等事業収益、1,000円。

第2款、事業外収益。第1項、受取利息ということで、1,000円でございます。

収入合計が2,008万5,000円。

支出。款1、事業原価。第1項、公有地取得事業原価。1,967万6,000円。

第2款、販売費及び一般管理費。第1項、販売費及び一般管理費。20万3,000円。

第3款、事業外費用。第1項、支払利息。1万3,000円。

支出合計、1,989万2,000円。

収益的収入支出差引額、19万3,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入。収入合計は0でございます。

それから支出。第1款、資本的支出。第7項、公社債償還金及び長期借入金償還金。1,530万円。

支出合計、1,530万円でございます。

内容の詳細それから損益計算書、貸借対照表等につきましては、後ろに添付されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成22年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

――日程第40 平成21年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び

第1回補正予算の報告について――

○議長(柳澤 治君) 日程第40 平成21年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の81ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告について。

平成21年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算を、平成22年2月16日御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告をします。

次の82ページが議案の第2号でございます。2月16日に可決をいただいております。

次の83ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町土地開発公社変更事業計画。

平成21年度御代田町土地開発公社の事業計画を、次のように変更をする。

用地売却計画(削除)

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 用地名 | 代替用地坪谷地1 |
| (2) 売却予定面積 | 2,068㎡ |
| (3) 売却予定金額 | 8,389万7,888円 |

場所的には雪窓保育園の南側の土地でございます。その売却につきまして、削除ということでお願いをしたいと思います。

平成21年度御代田町土地開発公社第1回補正予算。

(総則)

第1条 平成21年度御代田町土地開発公社の第1回補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定は、次のとおり補正をする。

収入。第1款、事業収益。第1項、公有地取得事業収益ということで、補正予算で8,389万7,000円の減額をお願いいたしまして、0ということでございます。第4項、附帯事業収益。補正予算で13万3,000円の増額の補正をお願いいたしまして、13万4,000円でございます。土地の貸付収入でございます。

それから第2款、事業外収益。第1項、受取利息。これについては補正はございません。

収入合計で8,376万4,000円の減額補正をお願いいたしまして、合計で13万5,000円でございます。

支出です。第1款、事業原価。第1項、公有地取得事業原価。補正で7,195万2,000円の減額の補正をお願いいたしまして、0でございます。

第2款、販売及び一般管理費。第1項、販売及び一般管理費。補正額で3万円の減でございます。そして合計で17万3,000円でございます。

第3款、事業外費用。それから第1項、支払利息。これにつきましては、補正額で1,030万円の減額でございます、0でございます。

支出合計、補正額で8,228万2,000円の減額で、合計で17万3,000円。収益的収入支出の差引額で3万8,000円の減でございます。

次の85ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正をする。

収入。第1款、資本的収入。補正0でございます。収入合計も0でございます。

支出。第1款、資本的支出。第7項、公社債償還金及び長期借入金償還金。補正額で7,000万円の減額でございます。支出の合計についても、7,000万円の減額でございます。

詳細につきましては、それから損益計算書、貸借対照表につきましては、後ろに添付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

お疲れですが、大きい声で言ってください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成21年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第36号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第41 陳情第4号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情について――

――日程第42 陳情第5号 市町村国保の改善を求める陳情について――

――日程第43 陳情第6号 ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン（7価）
の早期定期予防接種化等を求める陳情について――

――日程第44 陳情第7号 高齢者への肺炎球菌予防接種の公費助成等に
関する陳情について――

――日程第45 陳情第8号 木造耐震改修工事の設計監理業務に対する
補助金の設定を求める陳情について――

○議長（柳澤 治君） 日程第41 陳情第4号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情について、日程第42 陳情第5号 市町村国保の改善を求める陳情について、日程第43 陳情第6号 ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン（7価）の早期定期

予防接種化等を求める陳情について、日程第４４ 陳情第７号 高齢者への肺炎球菌予防接種の公費助成等に関する陳情について、日程第４５ 陳情第８号 木造耐震改修工事の設計監理業務に対する補助金の設定を求める陳情についてまでは、今定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第９２条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 ４時２８分